

平成25年11月宮崎県定例県議会
環境農林水産常任委員会会議録
平成25年12月4日～5日

場 所 第4委員会室

平成25年12月4日(水曜日)

午前9時58分開会

会議に付託された議案等

○議案第1号 平成25年度宮崎県一般会計補正
予算(第3号)

○議案第9号 国営大淀川左岸土地改良事業負
担金徴収条例等の一部を改正す
る条例

○議案第12号 宮崎県における事務処理の特例
に関する条例の一部を改正する
条例

○議案第16号 工事請負契約の締結について

○議案第20号 訴えの提起について

○議案第22号 農政水産関係建設事業執行に伴
う市町村負担金徴収についての
議決内容の一部変更について

○環境対策及び農林水産業振興対策に関する調
査

○その他報告事項

- ・韓国における木材輸出知事トップセールスに
ついて
- ・「環境貢献型みやざきスギの家」認定制度につ
いて
- ・宮崎県農業成長産業化推進会議における議論
の概要について
- ・外食メニュー等の不適切表示への対応につい
て
- ・経営所得安定対策等の見直しについて

出席委員(8人)

委員 長 山下博三
副委員 長 有岡浩一
委員 緒嶋雅晃

委員 蓬原正三
委員 横田照夫
委員 岩下斌彦
委員 高橋透
委員 前屋敷恵美

欠席委員(なし)

委員外委員(なし)

説明のため出席した者

環境森林部

環境森林部長 堀野誠
環境森林部次長
(総括) 金丸政保
環境森林部次長
(技術担当) 楠原謙一
部参事兼環境森林課長 川野美奈子
みやざきの森林
づくり推進室長 那須幸義
環境管理課長 上山伸二
循環社会推進課長 神菊憲一
自然環境課長 佐藤浩一
森林経営課長 水垂信一
山村・木材振興課長 河野憲二
みやざきスギ
活用推進室長 石田良行
工事検査監 西山悟

農政水産部

農政水産部長 緒方文彦
農政水産部次長
(総括) 興梠正明
農政水産部次長
(農政担当) 郡司行敏
農政水産部次長
(水産担当) 那須司
畜産新生推進局長 中田哲朗

農政企画課長	鈴木大造
ブランド・流通対策室長	甲斐典男
地域農業推進課長	向畑公俊
連携推進室長	大久津浩
営農支援課長	工藤明也
農業改良対策監	後藤俊一
食の消費・安全推進室長	和田括伸
農産園芸課長	日高正裕
農村計画課長	宮下敦典
畑かん営農推進室長	原守利
農村整備課長	河野善充
水産政策課長	成原淳一
漁業・資源管理室長	日向寺二郎
漁村振興課長	神田美喜夫
漁港整備対策監	木下啓二
畜産振興課長	押川晶
家畜防疫対策課長	西元俊文
工事検査監	岩永修一
総合農業試験場長	井上裕一
県立農業大学校長	山内年
水産試験場長	山田卓郎
畜産試験場長	岩崎充祐

事務局職員出席者

議事課主査	佐藤亮子
議事課主任主事	川崎一臣

○山下委員長 ただいまから環境農林水産常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。

日程につきましては、お手元に配付いたしました日程案のとおり行うこととしてよろしいで

しょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前9時58分休憩

午前9時59分再開

○山下委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等について、部長の概要説明を求めます。

○堀野環境森林部長 おはようございます。環境森林部でございます。本日は、よろしく願っています。

資料の説明に入ります前に、一言お礼を申し上げます。

先日、県産材輸出に関するトップセールス等を実施するため、訪問団として韓国に参りましたが、その際には、山下委員長並びに緒嶋会長を初めとする森林・林業活性化促進議員連盟の皆様にも御参加いただきまして、まことにありがとうございました。現地では、県産スギを使用したモデルハウスが建設されている分譲住宅地の訪問や、韓国の木材関係者との意見交換などを行ったところであります。韓国では、戸建て住宅や伝統的家屋である「韓屋（ハンオク）」での木材利用の拡大が見込まれておりますことから、さらなる県産材の輸出促進を図ってまいりたいと考えておりますので、委員の皆様には、引き続き御支援、御協力を賜りますよう、よろしく願っています。

それでは、お手元に配付しております環境農林水産常任委員会資料の表紙をごらんいただきたいと思っております。

本日の説明事項は、提出議案が2件、その他

報告事項が2件でございます。

まず、予算議案といたしまして、議案第1号「平成25年度宮崎県一般会計補正予算(第3号)」についてであります。これにつきましては、後ほど御説明いたします。

次に、特別議案の議案第12号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、条例で引用している森林法施行規則が改正されたことから、関係規定を改正するものであります。

次に、その他報告事項は、冒頭でも触れました、韓国における木材輸出知事トップセールスについてなど2項目を御報告いたします。

それでは、1ページをお開きください。

この表は、議案第1号に関する歳出予算を課別に集計したものでございます。今回の補正につきましては、一般会計で、表の中ほど、補正額Bの列の「小計」の欄にございますように、1,643万8,000円の増額をお願いしております。この結果、補正後の一般会計予算額は、その右の欄にございますとおり、303億7,431万5,000円となります。補正後の予算総額は、一般会計と特別会計を合わせまして、同じくCの列の一番下、合計欄にありますとおり、309億17万7,000円となります。

次に、2ページをごらんください。平成25年度繰越明許費補正(追加)についてであります。

これは、工法の検討等に日時を要したことや、用地交渉等に日時を要したことなどの理由によりまして、翌年度への繰り越しをお願いするものであります。

自然環境課と森林経営課及び山村・木材振興課の所管する事業を合わせまして、表の繰越額が一番下、「合計」の欄にありますように、100カ所で39億9,617万2,000円でございます。

私からの説明は以上であります。各説明事項の詳細につきましては、それぞれの担当課長・室長が御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○山下委員長 それでは次に、議案についての説明を求めます。

○佐藤自然環境課長 自然環境課でございます。私のほうから補正予算の内容について御説明いたします。

お手元の平成25年度11月補正歳出予算説明資料の9ページをお願いいたします。

今回の補正予算では、表の左から2番目の補正額の欄にありますように、一般会計で1,293万8,000円の増額補正をお願いしているところでございます。この結果、自然環境課の補正後の予算額は、表の右から3番目の欄にありますように38億7,138万4,000円となります。

それでは、内容について御説明いたします。1枚めくっていただきまして、11ページをお願いいたします。一番下の(事項)森林病虫害防除奨励費の松くい虫伐倒駆除事業でございます。

内容につきましては、お手元の委員会資料の方で説明したいと思います。恐れ入ります。委員会資料の3ページをお願いいたします。

1の「事業の背景・目的」にありますように、下のほうに写真をつけておりますけれども、この左側は宮崎市の大字田吉付近でございますけれども、ことしの夏の記録的な猛暑等の影響によりまして、宮崎市の海岸区域を中心に松くい虫による松枯れ被害が急激に増加しております。このまま放置いたしますと被害の拡大を招くおそれがありますことから、被害木の伐倒駆除等を実施することにより、松くい虫の蔓延を防止するものでございます。

2の「事業の概要」にありますように、内容

といたしましては、被害木を伐倒し、玉切りした後、薬剤処理や焼却等を実施することによりまして、被害木の内部に侵入している松くい虫を駆除することとしております。

補正額は、3の「補正額等」にありますように、被害が拡大いたしまして当初予算では対応できないため、1,293万8,000円の増額をお願いし、追加して、伐採や焼却処分等を行う予定としております。

自然環境課からは以上でございます。

○河野山村・木材振興課長 山村・木材振興課の補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の13ページをお開きください。

当課の補正額は、左から2列目の補正額の欄にありますように、一般会計で350万円の増額をお願いしております。この結果、補正後の額は、右から3列目にありますように、一般会計、特別会計を合わせまして105億5,086万3,000円となります。

それでは、1枚めくっていただきまして、15ページをお開きください。上から5段目の(事項)しいたけ等特用林産振興対策事業費350万円であります。内訳は説明の欄の新規事業「乾しいたけ消費拡大緊急対策事業」をお願いするものでありますが、事業内容等につきましては、委員会資料により説明をさせていただきます。

それでは、委員会資料の4ページをお開きください。乾しいたけ消費拡大緊急対策事業でございますが、恐れ入りますが、1枚めくっていただきまして、6ページのほうをごらんください。

乾しいたけの現状等について、先に説明をさせていただきます。

まず、価格の現状ですが、グラフにあります

とおり、乾しいたけにつきましては、ここ数年、消費の低迷や原発事故に伴う風評被害の影響などから価格が急激に下落しておりまして、本年6月以降は、県経済連の入札平均価格でキロ当たり2,000円を割り込むまで落ち込んでおり、大変厳しい状況となっております。

このため、県では、国に対して価格下落対策について要望を行いますとともに、生産者など関係者からの聞き取り調査や、市町村、生産者、JAなどからなります連絡会議を開催しまして、消費拡大など必要な対策について意見を伺ってきたところであります。

意見をもとに、緊急に取り組むものとして取りまとめをしましたのが、2の対策でございます。県内対策と県外対策の大きく2つに分けて取り組むこととしております。

まず、県内対策ですが、県内対策につきましては、これまでも消費拡大のための「しいたけ料理コンクール」とか、PRイベントであります「キノコトフェア」などを実施してきたところですが、これに加えて今回、書いていますとおり、テレビ、ラジオの県政番組や経済連の持ってますテレビ番組、それからホームページや新聞、市町村広報誌等を活用してのPR活動に取り組むこととします。また、県内ホテルでの「料理フェスタ」の開催、具体的にはシェフが考案したしいたけ料理をビュッフェ方式で提供するものですが、シェラトンホテル、パームビーチホテルに加えて宮崎観光ホテルでの実施をいたします。また、県や市町村の公立病院や福祉施設、学校給食会等に出向きまして、給食での積極的な使用について要請するほか、しいたけ振興会のほうでは、県内企業を回りまして消費拡大の要請活動を行うこととしております。また、PR活動の強化として、県内各地域

での消費拡大キャンペーンの取り組みやゴルフトーナメントやプロ野球キャンプでの試食・販売にも取り組むこととしております。

なお、この県内対策についてはゼロ予算での対応でございます。

次に、太線で囲ってあります県外対策ですが、県外消費地への消費・販路拡大に取り組むこととしておりまして、この部分を今回の補正予算をお願いしているところでございます。

それでは、1ページ戻っていただきまして、5ページをお開きください。写真の載っているページでございます。

この事業では、JAなどが行いますPR活動と直販促進活動の取り組みを支援することとしております。PR活動では、県外消費地の大型スーパーなどにおいて、試食・販売や、レシピ集や乾しいたけのサンプル配布等を行いまして、県産乾しいたけの品質の高さ、それからおいしさ、機能性等をPRいたします。また、直販促進活動では、県外消費地のデパートや外食チェーンを運営する会社等を訪問しまして、仕入れ担当者と商談を行い、直販などによる新たな販路開拓の取り組みを行うことにいたしております。

4ページをごらんください。

2の事業概要であります。先ほど御説明いたしましたとおり、お願いしております補正額は350万円で、一般財源でございます。また、事業期間は25年度で、補助率は2分の1以内としております。

説明は以上でございます。

○佐藤自然環境課長 それでは、IIの特別議案について御説明申し上げます。

委員会資料の7ページをお願いいたします。

議案第12号「宮崎県における事務処理の特例

に関する条例の一部を改正する条例」についてでございます。

1の「改正の趣旨」につきましては、森林法施行規則の改正によりまして条項のずれが生じたことから、関係規定の改正を行うものでございます。

2の「改正の内容」でございますけれども、下の改正前と改正後の表にありますように、例えば6の3の(1)の例を申し上げますと、保安林におきまして、道路、電線等公共施設に被害を与えるおそれがある立木を緊急に伐採する場合の届け出等につきまして、条項の改正を行うものでございます。これにつきましては、市町村のところに書いてありますけれども、都城市、日南市についてでございます。

3の施行期日は、公布の日を予定しております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○山下委員長 執行部の説明が終了いたしました。

議案等についての質疑を承ります。

○緒嶋委員 しいたけについては、9月議会で、私もかなり厳しく言ったんですけれども、補正で、すぐにこのように対応していただいたということには感謝したいというふうに思います。

その中で、部長の本会議の答弁では平均が2,000円を越すような答弁だったけど、現実には1,800円ぐらいしか、今はしていないわけですね。だから今が大切なわけで、そういう意味では、まだこの対策が、今度の350万でどれだけの効果があるかというのを見通すことは、なかなか難しいんじゃないかなというふうに思います。

いずれにしても、やはり東日本大震災の影響というのが一番大きいわけで、それまでは3、

000円を超すぐらいの価格であったわけですから。これは宮崎県とすれば、いろいろと県外消費の拡大ということも、これは重要な施策でありますけれども、やっぱり県内で地産地消をいかに高めるかと。この中では、市町村の学校給食とか、それぞれの施設に対する消費拡大、そういうものにもうちょっと——これは、ゼロ予算というのは格好はいいわけだけど、これは結果がどれくらい出るかわからんわけじゃろ、ゼロ予算というのは。金を全然使わんで、形としては、効率は最大にいいわけじゃけど。しかし、それで本当に消費拡大に結びつくのかなという疑問を持つわけですが、このあたりはどう考えておられますか。

○河野山村・木材振興課長 今回、ゼロ予算での追加での取り組みですけれども、先ほど申し上げましたとおり、県内での消費拡大の取り組みといいますのは、これまでもイベント等を活用した消費拡大をやってきたわけでございまして、地道に足元から広げていくというのは大事だというふうに思っていますんで、市町村やしいたけ振興会、それから県の出先も含めて、要請活動に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○緒嶋委員 しいたけの県下の生産額のうち、県内で消費されるのと県外で消費されるものの率はどのぐらいですか。

○河野山村・木材振興課長 しいたけの流通については、経済連の市場とか、民間市場は小さいのが2つありますけれども、そこで約7割強が取引されております。あと残りについては、庭先で業者さんが買い付けたりもされておりますけれども。経済連の市場で言えば、30業者さんが買い方さんとして登録されておりますが、このうち県外が22社ございまして県外に引き取

られていくわけですが、一方で県内の業者さんも、隣県の大分とか熊本とか愛媛に出かけていって仕入れてこられております。

そういったことで、しいたけの流通に関しては複雑で多段階といいますか、なかなか流通の細かい部分まで把握するのは難しいんですけども、問屋さんでの聞き取りによりますと、県内で生産されたうちの約8割は県外に流通しているんじゃないかというふうなことは伺っております。

○緒嶋委員 それと、しいたけは、乾しいたけと生しいたけがあるわけですが、生しいたけの場合は、宮崎は牛肉を、焼肉だけでなくすき焼きでやろうというような、そうなればすき焼きにはしいたけをとというような、それと一緒にというような。この前はホテル等の、何かそういう料理のいろいろ研究会があったというのも聞きましたが。そういうことで、やはり生しいたけの需要拡大というか消費拡大というの、また重要ではないかなという気がするわけです。乾しいたけのほうが量が多いというのはわかりますが、やっぱり生しいたけでいかに需要をふやすかという、その二通りがあるわけですので、そのあたりの考え方というのは何かあるわけですか。

○河野山村・木材振興課長 乾しいたけが、このように価格が下がってきておりますわけですし、この前、連絡会議も2回開きまして、生産者の対応等も聞いたんですが、やはりこれから生しいたけの利用のシーズンにも入ってきますので、価格を見ながら、生しいたけで出せるところについては、生産者としては生に切りかえていきたいと、そういった意見もございましたし、県としては生しいたけはシーズン物だとかいうのはありますけれども、消費拡大に向けての取り組みについては対象といたしております。

○緒嶋委員 ぜひそのあたりも——これは一番、生産者が頭では考えておると思うんですけど、いかに生しいを流通に乗せるかと。これはJA等も含め、ほかのルートもあると思いますが、ぜひ努力していただきたいと思います。

それと、黒木正一議員が本会議の質問の中でも言うておりましたが、放射能の風評被害的なものが、この価格の低迷につながっておるといふのは紛れもない事実だというふうに思いますので、その放射能測定を有料にするのにちょっと整合性がないんじゃないかという質問もありました。大分なんかはただでやっておると、また、そういう施設も充実しておるといふのも聞くんですけども。部局が違うかと思うんですけども、環境森林部としてはこのあたりの——商工との関係では、意見調整はやられたことはあるわけですかね。

○河野山村・木材振興課長 先ほど申し上げた連絡会議で卸業者さんも来ていただいています、12月末でそういった無償化が切れるという話がありまして、要望活動を行うという情報は、9月段階から、私どもも持っておりました。そういったこともありまして、商工のほうには、タイミング的に、生産振興を図っていく上で、延長についてもお願いをしたわけですけども。しいたけ関係の団体が、先月の14日に商工のほうに要望活動を行われまして、私どもも一緒に同席させていただいたというところでございます。

本会議で商工の答弁がありましたけれども、大分県については本年度から有償化されたとか、あと長崎だけが継続で、宮崎も来年からというようなことで、当初無償化していたところがどんどん減ってきていると。そしてまた件数も減少傾向にあると。そういったことで、商工のほ

うでは打ち切りを判断されたというふうに御説明があったところでございます。

○緒嶋委員 これは、また大分あたりの正確な情報をちょっと調べていただいて、いずれにしても、大分は大分、宮崎は宮崎という考え方も必要なわけだから。特に今、フードビジネスということが言われておるんですけど、風の土、風土、宮崎県の風土という風土、この風の土ビジネスという考えでもいいと思うんです、フードビジネスというのは。そういうことを考えた場合には、しいたけなんかは、まさに風土ビジネスの最たるものじゃないかなというふうな気もするとですね。

だから、横文字のフードというよりも、宮崎県の風土に合ったビジネスというふうに考えれば、私は、このほうが本当は適当な名前じゃないかなという気もせんでもないですよ。それから本当はスタートするほうが正しいフードビジネスじゃないかなと。横文字が正しいとは限らんと。私は、フードビジネスはちょっと字を変えてもいいというふうに思うような感じもする。

その中で、特にしいたけは、フードビジネスの最たるものでないといかんというふうに思うので、そのあたりをやはりもうちょっと力を入れて、フードビジネスの中にこのしいたけをぜひ入れて、これは県庁を挙げて総合的な対策を立てると。環境森林部だけじゃなくて。そういうものに持ち込んでいただきたいと思うわけですが、フードビジネスの中でしいたけの位置づけはどうなっておるわけですか。

○河野山村・木材振興課長 フードビジネスの取り組みといいますのは、農商工連携の中で、国の認定を受けた業者さんが3社ぐらいございます。そこでは事業に取り組んでおられて、商

品化の具体的なものまで出てきておりますので、環境森林部としても生産者に対して情報を提供するなど、フードビジネス推進に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○緒嶋委員 これは、ぜひそういう思いで、環境森林部は、しいたけについては、林産物の中では一番大きな位置づけを占めるので、これは木材と同等に、この対策には、やっぱり重点的な施策として取り組んでほしいということを強く要望しておきます。

このことに関連して、しいたけの価格対策ということは来年度予算も当然なされるべきだと思いますが、そのあたりの考え方はどうですか。

○河野山村・木材振興課長 今回お願いしておりますのは25年度の3月までということでございますが、継続的な消費拡大対策が必要だと思いますので、当初予算を含めて——国もいろいろ補正等で考えているという情報も入っておりますので、早目に情報をキャッチして取り組んでいきたいというふうに思っております。

○緒嶋委員 ぜひ、よろしく願いいたします。

○高橋委員 この乾しいたけの関係ですけど、県内の消費は、そう落ち込んでいないというふうに聞いたんですけど、それは間違いないですよ。

○河野山村・木材振興課長 総務省が調査しておる統計から見ますと、1世帯当たりの消費量はさほど落ち込んではおらないというふうに聞いております。

○山下委員長 県内の消費量のことですよ。国内じゃない。

○河野山村・木材振興課長 県内の消費量についても、落ち込んではおらないと。

○高橋委員 そうなんですか。私は、県内の消費は落ち込んでいないけど、全国的に風評被害

でしいたけの消費が落ち込んでいるから、値段にも影響しているというようなことを聞いたんですが、全国的には消費は落ち込んでいないんですね。

○河野山村・木材振興課長 失礼しました。委員がおっしゃるとおり、消費量は落ち込んでおります。全国的には10年前の3割減だというふうに言われておまして、徐々に消費量の低迷に加えて、今回の風評被害が大きな影響を及ぼしたというふうに言われております。

○高橋委員 そこで、県内は消費がさほど落ち込んでいないということ。先ほど緒嶋委員が質疑されましたけど、いわゆる地産地消ですよ。県内消費というのは、中国産とか県外産とかをひっくるめての消費でしょうから、そこら辺をもうちょっと分析されて。やっぱり値段を見ると、中国産は物すごい安いですよ。どうしても、そっちに手が行く人も結構いると思うんですよ。いわゆる県内産以外の乾しいたけがどのくらい店頭に入っているものか、そんなのを調べたデータとかはないものでしょうか。

私が申し上げたいのは、いわゆる県内産は県内で2割流通しているということなんですけど、これを3割とか4割とかに高めることも、所得をふやす手口にもなるかなと思って質疑をします。

○河野山村・木材振興課長 ことし、小売店舗を調査しまして、これは抜き取り調査ですけども、約300品目の調査をいたしました。宮崎県産と表示されておるのが大体32%、それから他県産が15%で、それ以外に国産とか九州産という表示もございますけれども、中国産が14%ございました。ですから、この率が産地別の消費量と考えてよろしいかというふうに思っています。

○高橋委員 売り手のほうは、売ればよいということもあるんでしょから。先ほどから出ていますように、もうちょっと宮崎産の乾しいたけのよさと安全性を、そこら辺をしっかりとPRして、もっと伸び代があるような気がするものですから、まだ32%ですから。ぜひ、もうちょっと取り組んでいただきたいと思います。

それと、全国で消費を伸ばす一番ネックになっているのが風評被害で、低迷しているわけですよ。今回、宮崎がPRということで補正をつけて、東京を中心にされるんでしょけど、他県もこんな取り組みをしているかどうかというのも、一つのポイントだと思うんですよ。隣の大分とか熊本とか。そういったところと連携して力を大きくしたほうが、もっと効果が出ると思うんですが、他県の状況なんかは把握されていませんか。

○河野山村・木材振興課長 しいたけの主要産地は西日本が多いんですけども、大分、宮崎、熊本、鹿児島、それに愛媛、この5県で、ふるさと振興協議会をつくってしまして、一緒になって要望活動だとか、消費PRの活動にも取り組んでおります。産地で一番なのは、大分が一番大きいんですが、聞いた情報ですけれども、大分産も消費地でのそういった拡大に取り組んでいかなくちやならんというようなことで、今回提案しているような、同じような取り組みはされているというふうには聞いております。

○高橋委員 宮崎県産を売ることが一つの目的ではあるんでしょけど、他県と力を合わせてPRすると、やっぱり大きな宣伝ができるじゃないですか。ある意味では、そのことが、何と申しますか、宮崎県産も乗じて売れると申しますか、そういう効果も出ると思うので、今後、また機会がありましたら、他県と連携を組んだ

PR活動をやってほしいなと思います。以上です。

○緒嶋委員 自然環境課の松くい虫対策、これは前屋敷議員も質問されましたが、これは防除をやることで、この松くい虫対策を完全なものにすることは、不可能じゃないかと思うんですね。そうなれば、松くい虫の抵抗性松というか、それをいかにふやしていくかと。私は、それしか、ある意味では抜本的な対策はないんじゃないかと思えますけれども、今のような駆除剤を散布することによって、松くい虫対策は大丈夫かどうか。これは毎年、何かモグラたたきというか、競争だけするようなことで、本当の完全な対策になり得んんじゃないかと思うんですが、このあたりはどう考えておられるんですか。

○佐藤自然環境課長 今委員がおっしゃいましたように、この防除対策は、春先にヘリコプターによる空中散布を行っておりまして、今の時期から以降に伐採して焼却とか粉碎を行うんですけども。今言われたとおり、松の中の松くい虫を完全に殺すということはできませんので、また、そこだけに特定してやっていると、ほかのところにもぼつぼつ出てきたのを全部発見するというのもできませんので、完全な防除というのはできないと思っています。しかし、これをやらないと爆発的な被害につながっていくということで、今やっているのは低位に抑えるという状況かと思っています。

ただ、先ほど松くい虫の抵抗松の話が出ましたけれども、今植わっている松を全部かえることはできませんけれども、治山事業等で海岸林を整備するときに松を植えます。また、国有林等でも松を植える事業があるんですけど、それについては抵抗性松を植えるようにしています。

ただ、価格が一般の松の10倍以上しますので、

なかなかそこ辺は、補助事業とか、県営・国営事業以外は難しいかなとは思っております。

○緒嶋委員 毎年こういう金を2,500万も使って、これをやることは容易ではないと。やはり、駆除はしなきゃいかんけど、基本的には高くついても、そういう抵抗性松を植えて、それか逆に言えば、松以外のものも必要じゃないかなというような気もするんだけど、そのあたりの研究というのはなされてないのかな。

○佐藤自然環境課長 もちろん、松くい虫は松類しか食わないわけで。研究ということではないんですけれども、今、この事業の対象としている森林は、特に海岸林等で、どうしても守らんといかん森林とか、例えば内陸部に行きますと、景勝地なんかで守らないといけない松林を指定しているんですけれども、それ以外については周りを広葉樹にかえて、松くい虫というのがカミキリなんですけど、それは大体2キロぐらいしか飛ばないということになっています。ですから、逆に言うと、大事な松林を広葉樹等で防護帯をつくってしまえばいいということで、そういう松は徹底的に守るといふのと、周りは改植といいますか、広葉樹への転換を図るといふことで方針を定めてやっているところでございます。

○緒嶋委員 当然、これは松を残さなきゃいかんわけなんですけど、いろいろな手法、その対策というのが、簡単に言うと後手後手に回るわけですね、これはやむを得んわけじゃけど。やっぱり、松は日本の大きな美林、美しい林でもあるわけで、残さなきゃいかんけど長期的な展望の中でどう対策を立てるかというのと、これは速効的な対策であって、私は長期的な対策にはなかなかないと思うんですよ。そうなれば、長期的な展望の中でどういうふうに海岸線の松を改植

するというか、やっぱり値段が高くても松くい虫の抵抗性松を植えざるを得んのではないかなと思うとですね。そういうあたりを含めて、宮崎県のモデル的なそういう一つの地域をつくらうと。抵抗性松で松林を守るといふか育てるといふか、そういうような何かモデル的な取り組みというのはできんのかな。

○楠原環境森林部次長(技術担当) 委員がおっしゃいましたように、なかなか抜本的な対策というのは難しいんですけれども、今、抵抗性松につきましては、実際、国の林業試験場と県の林業試験場が連携しまして、いろんな研究は、まだ積み重ねております。

1つは、現在*1人の方が、宮崎で、抵抗性松の苗木をつくって、今課長が言いましたように、海岸林で防災林をつくるときはほとんどそれを使っています。新たには松の挿し木ができるという技術が今できてきておりまして、もうちょっとたくさんの苗木をつくれるような仕組みができなにかということで、これは国の試験場等の技術提供を受けてですけれども、今、挿し木の技術を養成しています。

そういうのが確立すると、もうちょっとたくさん量が出せるというのがあるんですけど、ただ、海岸林等以外での松の植栽の需要というのが今は少ないものですから、あとは特に守るべき海岸林なんかでの抵抗性松をふやしていくというものが大事だと思っています。

○緒嶋委員 頑張ってください。

○蓬原委員 その耐性松ですけど、私も質問しようかなと思って。もう十何年前に、こちらでそういう耐性松を研究しているんだというお話を聞いたことがあって、その後どうなったのかなと思って聞こうと思ったら、今、緒嶋委員の

※11ページに訂正発言あり

ほうからお話がありました。1人でやっている、相変わらず高い、何かそんな話を聞くんですけど、十何年前のお話で、その後、そういう非常に静かな研究しかやってこられなかったんですか。ということは、余り成果が上がってないぞというふうに評価しますけど、いいんですか。

○楠原環境森林部次長(技術担当) 今、1人と言いましたのは、実は抵抗性松をつくっている生産者の方——どうしても現場に出ていく苗木というのは生産者の方の協力が必要ですので、それを中心にやっていただいているのは川南にいらっしゃる生産者の方だけだと思っています。それと、研究者のほうは、それを担当しているのは1人でやっております。

○蓬原委員 私は、これに非常に関心をずっと持っていて、そのときの勉強会でのお話だったと思うんですが、そのメカニズムとか科学的なことはちょっと、生物学的なことはわからないけれども。マツノザイセンチュウに対して、なぜ、その松が強いかというところまでの話にはならなかったんですが、ちょっと冗談ぼく、人間に例えると、焼酎に強い人がいる、弱い人がいる。それで、焼酎の強い人をどんどん引っこ抜いて、その子孫をふやしていくことで、焼酎に強い耐性の人間をつくるのと同じことですねというような冗談を言ったことがあるんですけど。

そういうことで十数年たって、今あそこの御指摘があったと思うんですけど。ある意味、期待してたんですけども、例えば、あそこの林業試験場のほうで、杉のほうは非常に研究されて、今いろいろ進んでるじゃないですか。だからそれと同じで——これは白砂青松ですか、なぜ海岸に松かというのは、日本人の心に根差し

た文化、恐らくいわゆる見た目の美の文化みたいなものがあるって、それは防風林の意味もあったんでしょうけど、防風林だけだったら、今おっしゃるように松じゃなくてもいいはずですよ。だから、そこになぜ松かという何か根本的なことがあるので、やっぱりこれは守っていかないといけない。であれば、杉をそこまで研究されてきたと同じように、たしか、もう十数年前の話なので、もうちょっとお力を注がれてもいいんじゃないかなという気がしましたが、どうですか。

○楠原環境森林部次長(技術担当) きょうは、林業技術センターは来ていませんけれども、先ほど言いましたように1人で担当はしていますけれども、いろんな普及拡大ができないかということで挿し木技術だとかいうのには、今取り組んでおります。

ただ、先ほど言いましたように植える現場が、実際に松を植えようという現場はほとんど海岸防災林、これは、先ほどおっしゃいました白砂青松というのもありますけれども、砂地に植えてあそこで育つというのは、最初の木としては松が一番いいわけですし、そういう意味で、今現在しております。

先ほどちょっと間違えましたけど、生産者は川南の方1名が中心になってるんですが、実際はあと2名の方がつくっているということで、3名が今、生産されているということです。

○蓬原委員 せっかくですから、その耐性松というのは、どの程度、松くい虫に対しての耐性というのはあるんですか。

○佐藤自然環境課長 先ほど委員がおっしゃいましたように、もともと松くい虫というのは小さい1ミリぐらいのセンチュウが、これが明治期に外国から入ってきてまして、日本の松が、

それに抵抗力がなかったものですから、次々に枯れていったという歴史があるんですけれども。その中で、たまたま強い松がおりまして、それを育種して育てているわけです。実際、今のところ育苗生産者のお話を聞きますと、松を植えて、実際にセンチウを注射して、残った松だけを出荷するといえますか、植えるようにしています。年によって歩どまりは違うみたいなんですけど、大体半分ぐらいは枯れてしまうということで、それに残った強い松だけを製品として生産しているというように聞いています。

○蓬原委員 なぜ、その松がマツノザイセンチュウに対して強いのかという科学的根拠は何か解明されているんですか。

○佐藤自然環境課長 先ほど申しましたように、ザイセンチュウ自体は北アメリカから入ってきたんですけれども、その詳しい、例えば遺伝子レベルでの耐性とかいう話は、ちょっと私も勉強していませんけれども、基本的に外国産の松は枯れないわけですね。それは、長い歴史の中で抵抗性、耐性ができてきたというふうに言われています。

ですから、明治期に入ってきたといっても、まだ日本の松は、そこそこ100年ちょっとぐらいでしょうから、長い目で見れば、だんだん強くなるのかもしれませんが、今のところ選抜育種に頼るしかないと思っています。

○蓬原委員 手っ取り早く言えば、外国の松を持ってきて植えればいいのかという話になるけど、それは種類の違いはあるかもしれませんが。あるいは、それと配合というか、そっちが手っ取り早いような気がします。そのために試験場の存在価値というのはあると思うんですけれども、国においては、このことの根本的な研究というのはされていないんですか。

○楠原環境森林部次長(技術担当) これは、従来からずっと、今でも継続して行われています。特に、九州では熊本に森林総合研究所の中の林木育種センターというのがありますが、そのほうで研究者がいらっしゃいます。

○蓬原委員 研究者がいらっしゃれば、今どういう状況なんですかね。今わからなくても結構です、ちょっとそれていくといけないので。わかれば、また後日でもいいですから、そのあたりの研究状況を、大事なことだと思いますので、お知らせいただくとありがたいと思っています。

もう1件、私有林です。例えば、この前、リコーカップがありました。あそこのゴルフ場は、非常に宮崎県のPRに、アピールに役に立っているわけですが、松林の中につくったゴルフ場、フェニックスにしてもそうだし、トム・ワトソンもそうなんですけど、こう見ると、飛行場の脇のほう、あれは何番だったか、10番だったか1番だったかわからないんですが、あのあたりがかなり枯れているのが、飛行機が飛ぶときに見ると目立つんですね。ゴルフ場ですから私有林になりますけれども、そのあたりの駆除対策というのはどうなるんですか。やはり、非常に景観上は必要なところですね。

○佐藤自然環境課長 今、私有林というお話が出ましたけれども、今のこの事業につきましては、海岸林の面積自体が県有林が占める割合が多いことは多いんですけれども、国有林以外の重要な海岸林等につきましては、全部補助対象としております。

今回のリコーカップが行われましたゴルフ場、あそこも一応対象にしております。それで、補助対象としている松林全体で見ますと、市町村有林と県有林が大体3割前後でして、残りは個

人有とか会社有とか、いわゆる私有林ということになります。

○**蓬原委員** ということは、あの部分については私有林もあるけれども、この補助の対象になって、ちゃんと対処されることになるということですね。

○**佐藤自然環境課長** もともと森林の形態の区分といたしましては国有林と民有林しかないんですけれども、先ほど申しました民有林の中に県有林とか町村有林、それから会社有林等があるという前提なんです。ゴルフ場等その近辺——ゴルフ場からは、いろいろ御相談もありまして、2回ほど調査に行かせてもらっています。毎年、枯れることは枯れるんですけど、先ほど申しましたように、ことしは特に枯れがひどいということ、それから飛行場から見るとわかるんですけども、付近の施設の松がかなり枯れております。それにつきましても対応するように、今検討中でございます。

○**横田委員** 聞きたいことがほとんど出てしまったんですけど、1点だけ教えてほしいんですけど、乾しいたけの放射線測定ですよ。それをされているということですけど、その測定結果はどういう状況なんでしょうか。

○**河野山村・木材振興課長** これまで、この2年間、測定をしていただいておったんですけども、はかったものについては全て、「検出せず」というふうな報告は受けております。

○**横田委員** 多分そうだろうと思うんですけど、その結果というのは、例えばしいたけのパックに表示してあるとか、そういう表示とかはされているんでしょうか。

○**河野山村・木材振興課長** 受けられる方は、いわゆる卸業者さんが問屋さんに出荷する際に問屋さんから求められて、証明書ということで

添付されて出荷されているということでございます。

○**横田委員** それにもかかわらず、やっぱり原発事故の影響でこんなに価格が下がるということなんでしょうかね。

○**河野山村・木材振興課長** 風評被害が原因とされておりますけれども、一番問題になっておりますのが学校給食で自粛が相当続いております。ちょっと減ったんですけども、今現在、6県6市、関東を中心に神奈川県、それから栃木、群馬、愛知、あそこら辺ではまだまだ自粛が継続されていると。そういったこともあって風評被害がなかなかやまないというような状況がございます。

○**横田委員** その風評を防止するために放射線測定をするんだと思いますので、全く汚染されていないんですよということをしっかりアピールして、そういうところにも、ぜひ使っていただけるように努力をする必要があるんじゃないかなと思います。

○**高橋委員** 先ほどの松の関係で、保安林は砂地だから松が最適だということで楠原次長からお話があったんですけど。私が日南の油津の梅ヶ浜で植栽事業を行ったときに、トベラを植えた記憶があるんですね。トベラは、塩害に強いらしいですね。

だから、日本の文化というのもあるんですけど、トベラは保安林として向いてないのか。あれは背が低いんですかね。トベラ。ドクダミですかね、正式名は。

○**楠原環境森林部次長(技術担当)** 今、委員がおっしゃいましたように、やはり塩の害とか、ああいうのに強い樹木というのは確かにございます。その中の一つにトベラも入っております。トベラという木ですね。割と小さい低木の木な

んですけれども。

ただ、先ほどちょっと言いましたように、例えば、一ツ葉海岸の例をとりますと、最初砂地に人工的に造林しているわけですね。そのときはどうしても砂地ですから、そこに客土、土をちょっと持ってきて植えるんですけど、非常に乾燥もする、気温も高くなる。そうして最初に林をつくる樹木としては、やっぱり松が一番強い。ある程度、例えば20年、30年、50年になってきますと、日陰ができたり、土壌化しますので、そうなってくると、いろんな広葉樹が入ってくるということになります。

ですからそういう意味で、ある程度森になったところにそういう松以外の、例えば白砂青松でなくてもいいやという場合には、いろんな木を植えることは可能だと思います。

○前屋敷委員 質問でも取り上げさせていただきました。早速、補正予算もついたりして、今後の対策を進めていくということで、ありがとうございました。

今、かなり松は伐採をされていて、非常にすき間だらけになっている状況で、今、新たな植栽をという話も出てるんですけど、やっぱり一定の時間が育つまでにはかかたりするので、その間はかなり被害も出てくる。潮風であったり、いろいろですね。近くには農作物が生産もされておったりしているの、急々には育ちませんので、その辺の対策というのは、やっぱり何らかの形で考えておく必要もあるのかなというふうには思うんですけど、どんなものでしょうか。1年、2年では育ちませんのでね。

○佐藤自然環境課長 今おっしゃったとおり、植えて1年目から塩の害とかが防げるものではないので、今、委員のお話のありましたのが、多分、田吉地区の畑の向こう側だと思

いますが、かなり集団的に枯れておりまして、まばらを通り越したような状態に今なっています。あそこは、ちょうど県有保安林のところにして、それにつきましては、確約はできませんけど、今後の検討になるんですけれども、林野庁さんにも補助事業のほうで造成する。具体的に言いますと、前のほうに暴風垣といいまして垣根をつくって、その裏に抵抗性松を植えていくというような工法でやれるように、今協議中でございます。

それと、ここはある程度、雑も入っていますので、その雑も生かしながら、当面最小限に被害を食いとめるように手を打っていかなくてはいけないのかなということで思っております。

○前屋敷委員 実際にあそこの松林を見ると、ほかのセンダンとかは非常に成長が早くて結構な高さになっているものもあると、地元の方々も言われていたので、それこそ雑木になるんでしょうけど、そういう対策も打ちながら、松もしっかりと植えていくというやり方も要るのかなというふうに思っていますので、よろしくお願ひします。

○蓬原委員 しいたけなんですけど、生産量、生産額は幾らかなという話をしていたんですが。農政水産部で、マイナー作物という呼び方をする作物があります。ある量以下のものはマイナー、いわゆる少ないという意味ですね。例えばマンゴーはマイナー。じゃあキンカンはどうなんだ。たしか、これもマイナーだったと思いますが。何か基準を設けてやっているんですけど、しいたけの場合は特用林産物ということですから、農政水産部の所管ではないんですが。これはそういう分類で、一つの作物と考えたときに、マイナー作物という農政水産部がやっている分類の基準からすれば、どういう範疇に入るんで

しょうかね。そういう概念があるものかどうか、ちょっと教えてください。

○河野山村・木材振興課長 私は、マイナー作物って初めて伺いましたけれども。特用林産物の中でもしいたけは、やっぱり中山間地域の貴重な収入源、木材生産と並んで重要な生産額を出しております。しいたけ関係で33億ほどなんですけれども、大分県に次ぐ全国第2位というようなことで、私どもとしては、しいたけについては重要作物というふうには位置づけています。

○蓬原委員 農政水産部が言うマイナーとかいう、この見方というものの基準分けはされていないわけですよね。重要産業に入るのか。

○河野山村・木材振興課長 そういった仕分けはしていませんで、重要だというふうに……。

○蓬原委員 誤解があったらいけません、重要でないと言ってるんじゃないんですよ。ただ、分類上、統計上の話でしているの、重要だから、今ここでこういう議論をして頑張ってくださいと言っているの、そこは誤解のないように。確認だけでした。

○山下委員長 よろしいですかね。

次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○石田みやざきスギ活用推進室長 みやざきスギ活用推進室から、その他報告事項として、2点ほど御説明申し上げたいと思います。

まず、韓国における木材輸出知事トップセールスについて、御説明申し上げます。

委員会資料の8ページをお開きください。

県議会の開会における知事の提案説明、また、先ほど環境森林部長からもございましたとおり、11月10日から13日の間、県産材輸出に関するトップセールス等を実施するため、訪問団として韓

国を訪問いたしました。

その際には、山下委員長、また緒嶋会長を初めといたします森林・林業活性化促進議員連盟の先生方に御参加いただきまして、韓国企業等との交流を通じた、さらなる県産材の活用、輸出の促進に御尽力賜りました。まことにありがとうございます。

トップセールスの主な内容でございます。

(1)の④をごらんください。今回は、次の3カ所で活動を行いました。

1つは、アにございます東大門デザインプラザでございます。平成23年度の知事韓国訪問団でのつながりで、同デザインプラザのオープン時に県産材を利用した屋台の設置が検討されておりますことから、これが実現できるよう働きかけを行うとともに、引き続きの交流の促進を依頼したところでございます。

2つ目は、東豆川市の分譲住宅地でございます。こちらは、ソウル市の中心地から1時間半ほど北にある分譲住宅地でございます。宮崎県産材を活用いたしましたモデル住宅3棟、これを既に建設いただいているところでございます。同分譲地におきましては、モデルハウス建設の御礼と実際に分譲予定の住宅への宮崎県産材の利用について協力をお願いしたところでございます。また、資料にはございませんが、その後、楊州市の市役所を訪問いたしまして、そこでの県産材の利用促進につきましてもお願いをしております。

さらに、その夜、ウにございますとおり、韓国の木材関係者等との意見交換を行ったところでございます。

これらの取り組みによりまして、9ページにございますとおり、県産材のすぐれた品質、また生産体制などについて改めて認識をいただき、

今後、さらに輸出拡大を図っていくための関係が構築されたところでございます。今回の韓国訪問の成果を生かしまして、今後とも県産材の輸出促進を図ってまいりたいと考えてございます。

続きまして、10ページをお開きください。

「環境貢献型みやざきスギの家」認定制度について、御説明申し上げます。

こちらでございますが、(1)にございまして、県では、県産材の需要拡大、また地球温暖化対策の推進に資することを目的に、本県の豊かな自然環境を生かした「環境貢献型みやざきスギの家」の認定制度を今般創設いたしまして、先月11月25日から認定を開始したところでございます。本制度は、県産材の活用、太陽光発電システムなど、一定の条件を満たした家を「環境貢献型みやざきスギの家」として認定するものでございます。

具体的には、(2)にございまして、在来軸組工法の住宅であること、長期優良住宅の認定を受けたものであること、柱や土台、はり、桁のほか、間柱や母屋なども含めました構造材の8割以上が県産の乾燥材かつ合法木材であること、柱、土台、はりなどの基本材が12センチ角以上の県産JAS材かつ合法木材であること、加えまして⑤にございまして、太陽光発電システムを設置すること、こちらを認定要件としてございます。

本制度の認定を受けると、(3)の①にございまして、県から、県産材使用量及び二酸化炭素固定量を記載した認定証を交付することといたしてございます。また、②にございまして、この制度の趣旨に御賛同いただいた金融機関に、①にございまして認定証を提出いたしますと、(6)のスキーム図に沿った手続によりまして、住宅ローンの金利優遇をいただけるこ

ととなったところでございます。

このことにつきまして、(4)にございまして、11月21日に県と各金融機関との間で協定を締結いたしました。県では、11月25日から認定を開始いたしまして、各金融機関では、12月2日から優遇金利のローンの受け付けが開始されたところでございます。

制度の趣旨に御賛同いただきまして、先般、県と協定を締結いたしました金融機関は、(5)にございまして、株式会社宮崎銀行、また各信用金庫さん、信用組合、また農業協同組合、いわゆるJAバンクでございまして。また、資料にはございませんけれども、12月2日付で宮崎太陽銀行様にも御賛同いただけることとなりまして協定を締結いたしましたので、県内に本店がある全ての金融機関と協定を締結できたところでございます。

本制度の周知、活用によりまして、みやざきスギを活用した住宅を建てていただくインセンティブが、より一層働きまして、県産材の利用促進、また再生可能エネルギーの推進、ひいては地域の活性化につながるよう努めてまいりたいと考えてございます。

説明は以上でございまして。

○山下委員長 執行部の説明が終了いたしました。

その他報告事項についての質疑を承ります。

○高橋委員 今、説明がありました認定制度の件で、その要件。この地球温暖化対策の関係で太陽光発電。私の記憶違いかもしれないけれども、一般家庭で、たしか4キロワット弱だったと私は記憶してるんですよね、3.6とか。だから、うちは4キロないんですよ。だって、そういうふうの説明を受けたから、3.6でいいんですよと。主管課に答えてもらったほうがいいのかもしれ

ませんが、一番多い一般家庭での申し込みは何キロワットになってますか。

○川野環境森林課長 年々、住宅用の太陽光発電は、やはり出力ワットが大きくなる傾向がございまして、25年度で言いますと、本県の補助制度の対象になったシステムは平均が大体5キロワットでございます。

○高橋委員 失礼しました。結局、今お話がありましたように、いわゆる誘導のために大きい出力をつけてもらうということもあって、要件を4キロワット以上にされたということで理解したいと思います。頑張っていたきたいと思えます。

○岩下委員 韓国の木材輸出トップセールス関係についてでございますけれども、私も同行させていただきました。大変感心をしたんですが、南那珂、都城、曾於の森林組合、今は原木でどれくらいの量を出していらっしゃるのでしょうか。韓国向け、中国向け、台湾向けで、立米でいくと、どれくらいの立米でしょう。

○石田みやざきスギ活用推進室長 平成24年で申し上げますと、材積で申し上げまして、韓国向けに3,091立方、中国につきましては本年度から始まったばかりというふうになってございます。

○岩下委員 それは、ほとんどが大隅といえますか、志布志港からですか。

○石田みやざきスギ活用推進室長 南那珂森林組合、都城森林組合、曾於森林組合の3組合で輸出しているものにつきましては、志布志を利用しているというふうになってございます。

○岩下委員 今、日向の細島港からは出てるんですか。

○石田みやざきスギ活用推進室長 先ほど申し上げました、いわゆる3組合から、細島を活用

いたしまして輸出しているという例はございません。細島からは専ら商社さんが、中国ですとか、そういったところに輸出しているというふうになってございます。

○岩下委員 今、円安傾向が出てるんですけども、国内の消費で価格が幾らか上がってきた。かといって、円安だということで、対外的にはどんな考え方になるのでしょうか。

○石田みやざきスギ活用推進室長 輸出に取り組む南那珂森林組合さん等々のお話を伺いますところだと、やはり最近の原木価格と、いわゆる先方の港渡しの価格というのが、今の状況ですと、かなり厳しい状況にはなっているというふうには伺ってございます。

○岩下委員 ですから、森林組合の皆さんは、国内の需要を大事にしながら、かといって輸出のほうも将来に向けてやらなくちゃいけないという感じで、比較をしながらされているんですけど。この間は、中国の業者の方が韓国の業者を通じて5,000立米輸入したいんだという、そういった桁の大きいのが、今は続々と来ているような状況を聞くんですが。それも立派な会社だということを聞いてるんですが。今後の木材、みやざきスギを含めて、その可能性はどのようにお考えでしょう。

○石田みやざきスギ活用推進室長 国内につきましては、今後人口が減っていくということで、将来的にはその木材の需要というのが減少していくであろうというふうになってございますので、そういった意味で海外に販路を確保していくという、そういったつながりを確保していくというのは大変重要なことであろうと考えてございます。

また、中国におきましては、いわゆる建築基準法に当たる法令が改正されまして、日本の杉

ですとかヒノキですとか、そういったものにつきまして、来年には認定がされるというふうに伺ってございます。そういった意味におきまして、中国、また韓屋などで木造が見直されております韓国、あと型枠用材としての需要がございます台湾、こういったところへの輸出というのに今後とも努力してまいりたいというふうに考えてございます。

○岩下委員 どうぞよろしくをお願いします。

○緒嶋委員 韓国は、釜山あたりの消費者に聞くと、ヒノキをかなり希望しておったように思うんですね。そうすると、なかなかヒノキというのは、宮崎県では生産量はそこまでないわけじゃけど、何かミスマッチみたいな感じになるわけじゃが、そのあたりはどう考えておるか。

○石田みやざきスギ活用推進室長 韓国におきましては、いわゆるヒノキブームといえますか、健康にいいということで、ヒノキが大変好まれて使われているという状況にございます。ヒノキにつきましては、ごらんいただいたとおり、専ら内装材、例えば床ですとか、いわゆる壁に張るような材料として出ておりますけれども。こういった中におきまして、現在、韓国のほうといろいろとお話をさせていただいているのが、まさに家の躯体としての構造材でございまして、そういった部分で杉がますます使われるように、いろいろと先方の輸出の関係の企業さんと調整を密にして、そういった杉の構造材が使われるように努力してまいりたいというふうに考えてございます。

○緒嶋委員 宮崎の場合はみやざきスギというのが一番であるが、ただ、向こうが欲しいのはヒノキだと言われれば、そのあたりをどうするかというのもあるし、価格の問題もあるわけです。

それと、宮崎県の場合は、輸出港としては志布志が先行しとるわけですね。杉そのものの民有林なんかは、県北のほうが多いわけですね。そうならば細島港を、韓国も細島のほうが近いわけですから、それを考えたウッドビジネスを、環境森林部としてはどう流通を加味した中で考えるか。中国なんかは薫蒸とか、いろいろなそういう施設がないと輸出もできないというようなことになると、これは環境森林部だけではどうにもならないので、商工を含めて、細島港の機能の充実というか、施設の充実をどう図っていくかということも、木材輸出を考えた場合、大きな課題ではないかと思うけど、そのあたりはどう考えておられるかな。

○石田みやざきスギ活用推進室長 細島港につきましてはガントリークレーンの増設ですとか、あとコンテナヤードの拡張などの整備が進みまして、また、木材輸出に取り組む団体等から強く要望のございました木材のストックヤード、また中国につきましては、輸出に関しまして薫蒸が必要でございまして、そのための用地が狭小であるというような意見が上がったところでございますが、平成26年度完成予定の大型岸壁の整備とあわせて、新たにその用地が確保される、整備がされるという状況にございます。

また、委員から御指摘がございましたとおり、細島港は後ろに耳川という大きな森林資源を抱えるところに立地してございますし、また中国木材日向工場におきましても、海外輸出に取り組む計画があるというふうに伺ってございます。

また、東九州自動車道の整備も進んでおりますので、細島からの木材輸出力というのは、今後ふえていくものと考えてございます。

細島港の整備に関しましては、関係部局に木材輸出に取り組む団体等の声がきちんと反映さ

れるように連携して取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

○緒嶋委員 これはぜひ、今言われたような全体的な道路整備も進めば、ますますもって細島港の優位性というのが出てこにゃいかんわけです。やはり施設整備というのは、県全体の大きな将来的な課題だと思いますので、環境森林部の立場で、その調整にも努力してほしいと思います。

それと「環境貢献型みやざきスギの家」、これは住宅ローンの金利優遇策だけですかね。

○石田みやざきスギ活用推進室長 県といたしまして、こういった認定をします、環境にすぐれた家ですよという認定をいたしますということを行います。これにあわせて、金融機関から御賛同いただきまして、住宅ローンの金利というメリットが付与されるという形になったものでございます。メリットといたしましては、金利優遇ということになるかと思えます。

○緒嶋委員 これには、県は幾らか優遇策の裏負担をしているわけですか。

○石田みやざきスギ活用推進室長 この住宅ローンの金利優遇に関しましては、まさに金融機関さんのほうでお取り組みをいただいたものでございまして、県として、そこに予算等々が入っているものではございません。

○緒嶋委員 これは、効率のいいゼロ予算というやつですな。かつては、柱80本というのがあったけど、これには全然ないわけですね。

○石田みやざきスギ活用推進室長 特にそういったものではなく、一定の基準を満たしたものについて、我々は県として認定を行って、それに対して金融機関が——当然そういった、いわゆる支援事業を使って建てられたものでも、基準を満たせば、当然のことながら、そういっ

た住宅ローンの金利の優遇が受けられるということになります。

○緒嶋委員 柱材80本というのは、ことしの予算にも優遇策はあるわけですか。

○石田みやざきスギ活用推進室長 柱そのもののプレゼント事業というのは、もう既に終了してございますが、いわゆる新築ですとか、リフォームを行った場合の支援事業というのは、引き続きございます。1件当たり、一定の木材を使った場合について10万円ですとか、リフォームの場合には5万円といったものを出すような事業はございます。

○緒嶋委員 それはあるわけですね、継続されておるわけですね。

そうすると、このニーズはどのくらい——これはゼロ予算だから多いほうがいいが、どのくらいの希望が今考えられるわけですか。

○石田みやざきスギ活用推進室長 実際に、今、長期優良住宅の認定を受ける木造の住宅でございすけれども、大体県内で平均いたしますと年間400件程度でございすので、そういったものにつきましてはお取り組みいただけるというふうに考えてございます。

○緒嶋委員 特に、消費税が8%になる前というような駆け込み需要もかなりあるんじゃないかなという気もしますので、来年度以降がどうなるかというのはちょっと気になるころであります。

○蓬原委員 「みやざきスギの家」ですけど、金利優遇、最高が0.2%なんですけど、3,000万のときに6万円ぐらいということ、そういう確認でいいんですよね。

○石田みやざきスギ活用推進室長 はい、御指摘のとおりでございます。

○蓬原委員 それと、知らないことばかりで

済みません。合法木材であること。合法木材というのを、済みません、私は知らないものから、教えてください。

○石田みやざきスギ活用推進室長 合法木材と申しますのは、無断に切った木ではない、いわゆる伐採届け出をきちんと出して切った木であるとか、そういったものでございますので、まさに普通に県内で流通している県産材であれば合法木材でございます。

○岩下委員 ちょっと気になるところがあるんですが、結局、韓国、中国への木材の輸出に関して、向こうのほうからは、ぜひ輸入をどんどんやりたいんだという。そうすると、宮崎側とすれば、いや、今ちょっと円安で、国内需要のほうへ向きたいというのがあるんですけど。それで、今は、人間関係、企業関係ができてるんですけども、宮崎がだめだったら熊本から入れますよという、こういったのがちらっと聞こえたんですが、そうになると、今度は熊本県もかなり競争相手にもなってくると。そういった点では、今後、みやざきスギを輸出に向けていくという場合には、やはりそれなりの情報収集とか対策が必要であるというふうに思うんですが、そこらあたり、ちょっとお聞かせください。

○石田みやざきスギ活用推進室長 委員御指摘のとおり、輸出の実態ですとか、まさにそのニーズですとか、そういったものについて把握するというのは大変重要であるというふうに考えてございます。他県の取り組みも含めまして、いろいろ情報収集に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○蓬原委員 木材輸出についてです。確認だけですが、これは松形知事のときだったと思うんですけど、中国のアモイ、台湾の対岸にありますよね。金門戦争があったときに、ボカンボカ

ンやったところ。ここに、それこそこれもまた十何年前で、ほとんどの方が、まだ学生だったり、いらっしゃらなかったのかもしれませんが、大々的に、木材の団体の皆さん方と、松形知事を団長として行かれたことがありました。たまたま中東が大変もめてまして、私どもは議会で、まだ海外視察に行けなかったの、一緒にアモイに行こうということで、何名かの議員と一緒に同行したことがあります。その後、どうなったかという話。

それと、今、韓国ですけれども、日中関係は、今ごらんとおりの国際関係になっていきますけれども、その後、アモイはどうなったのかということと、日中、今こういう国際情勢にはあるけれども、あのときは一生懸命、中国に売り込もうということでやったわけですね。現状と今後の可能性、どうなんだということをお聞かせください。

○石田みやざきスギ活用推進室長 委員御指摘のとおり、過去において松形知事の時代に、アモイ市と協定を、たしか締結したかというふうに記憶してございます。こちらにつきましては、協定は締結されましたものの、先方の企業さんがうまく調整ができなくて、実際の輸出にまでは至らなかったという状況であるというふうに聞いてございます。

中国につきましては、今後かなり大きな木材需要というのが発生するというふうに予想してございますし、また先ほども申し上げましたとおり、中国におきます建築基準法で日本の材というのが位置づけられて、より使いやすくなるという状況にございますので、いろいろと情報を収集いたしまして、可能性について見きわめてまいりたいというふうに考えてございます。

○山下委員長 そのほか何かございせんか。

○緒嶋委員 さっきの明許繰越やけど、自然環境課はかなり、金額は19億ぐらいか、あるけど、これはまだ入札はしていないわけですか。今後入札すると。今どういう状況なんですか。ほかに森林経営課とかありますけど、状況。明許繰越の手続はこうじゃけど、今の実態は。

○佐藤自然環境課長 自然環境課の山地治山事業についてでございますけれども、44カ所のうち1カ所は発注済みでございますが、残りについては未発注でございます。25年度治山事業につきましては、約25%の発注率となっております。この発注の中で、金額が大きくて工期がオーバーしそうなものについて、この44カ所のうちの1カ所をお願いしているところでございます。

○緒嶋委員 これは、今年度中に44は大体発注ができるわけですかね。

○佐藤自然環境課長 当然、そのつもりでやらせていただきます。

○緒嶋委員 やっぱこれは24年度の繰り越しの関係もあるから、現年の事業がおくれるというのは、これはいたし方ない。その中で、また入札不調とか厄介な問題も出てくれば、ますますおくれるということになるわけですが、やっぱりできるだけ年度内に終わるといのが一つの原則であるわけですね。これは、ある意味では平準化につながるといいう理屈もあるけど、やっぱり年度内に終わるといのが基本原則だから、できるだけ発注は急いでやるべきだというふうに思いますが。環境森林部の仕事というのは、場所が一番条件不利地域の仕事をするような感じでありますので、余り無理は言えませんが、できるだけ急いでいくということは必要だと思いますので、その気持ちはあるわけですね。

○佐藤自然環境課長 今、委員のお話のとおり、その決意は十分持っておるつもりでございます。よろしくお願ひします。

○緒嶋委員 それと、この前の一般質問でも入札不調があるという、特に環境森林部のほうでいろいろと多いということであったんですけども。これは、不調は不調で終わっちゃいかわけですが、あとの対策も含めて、24年度分については不調は繰り越しもできないわけで、そのあたりの見通しは、どういうふうに思っておられますか。

○佐藤自然環境課長 この前の10月時点の集計で、環境森林部といたしましては、延べでございますが、7件の不調がございました。その後、分割発注ですとか設計内容の見直しということで、現在残っておるのが3件でございます。内訳といたしましては治山事業が1件ということで、これにつきましては家の裏のアンカー工事ということで、不落・不調を5回ぐらい繰り返している状況でございます。

あと2件につきましては、西臼杵支庁管内の舗装事業でございます。これにつきましては、どうしても今の時期、舗装が混んでいまして、なかなか引き取り手がないというか、そういう格好で残っております。

治山事業につきましては、今後また検討していきますけれども、林道事業につきましては、設計額の見直し等も含めまして、時期をもうちょっとずらして発注するような計画でおるところでございます。

○緒嶋委員 入札した後でも設計変更をある程度認めてやらんと、それができんともう受注したくないという業者が多いわけですね。というのは、特に林道なんかというのは、路盤なんかは、かなりほかの事業と違って、下に敷材や何か

相当余計に要るわけですね。実際、設計書以上に。

そういうことで、それを見た場合は延長を短くするとかいろいろ、その設計変更を、臨機応変というところとちょっと語弊があるけど、ある程度見てやらんと、なかなか業者も、損をしてまではやれないというのが基本でありますので——やはり一つの企業であります。そのあたりの弾力的な考え方というのは、当然必要だと思うんですけど。設計変更をすると、事務的にややこしいものだから、お互いになかなか設計変更を嫌がるわけですが。不調の原因は一つそこにあると思うんですけど、そのあたりはどうですか。

○水垂森林経営課長 今、委員が舗装の場合とかおっしゃいましたけれども、全ての工事におきまして、当初設計というのはあくまでも標準でつくっておりますので、いざ工事に入りました、当初想定しなかったような現場の変更とか、多々出てまいります。その場合は、もちろん現場監督員が業者の代表の方と十分に協議しながら、可能な限り設計変更で対応するというところで取り組んでおります。

○緒嶋委員 ぜひ、可能な限りというよりも、基本的には、もう場合によっては設計変更はあり得るというようなことでやると、業者も大分違うと思うんですよ。私が聞くところ、設計変更がなかなか認めていただけんものだからというのが業者の言い分ですわ。それはお互い、それで受けたんだから、受けた以上はやるべきじゃないかと言われれば、それは一つの理屈でありますので、業者もなかなか強く言えないところもあると思いますので。やはり業者の立場と——発注者の立場も当然あるわけだけど、これは税金でやるわけで。だけど、やはりお互いが立ち行く立場でやらんと、私は、なかなか入札

不調はなくならんというふうに思いますので。特に環境森林部の仕事は条件の悪いところが多いわけですので、そういう配慮をぜひしてほしいということをお願いしておきます。

○蓬原委員 繰越明許ですが、これは4段目ですか、事業主体において事業が繰り越しとなるもの。ほかは工法の検討、用地交渉ということで、理由はわかるんですけども、その事業主体において事業が繰り越しとなる理由は何なんですか。

○水垂森林経営課長 ここで言う事業主体というのは、市町村が事業主体になって取り組むものとかいうのがありますけれども、あくまでも事業主体である市町村の事情によって繰り越すということで、このような表記をさせていただきます。

○蓬原委員 ですから、その市町村の理由は何かという。やっぱり理由ですから、そこを知りたいというか、説明がほしいところですね。

○水垂森林経営課長 それぞれの現場で状況は異なりますけれども、例えばでございますが、工事の施工に伴って発生します水質の汚濁関係、その汚濁を解消するために地元との調整に時間を要したとか、あるいは路線に係る用地とか支障木の処分の関係について森林所有者から承諾をもらうわけですけども、それに時間を要したとかいう理由でございます。

○石田みやざきスギ活用推進室長 山村・木材振興課にございます2件でございますが、こちらにつきましては、1件は保育所、1件は宮崎大学の330(サンサンマル)の記念施設でございます。保育所につきましては、埋蔵文化財の調査が必要になったというところでございます。また、宮崎大学につきましては、災害時のための井戸を掘るという事業が、また別に採択され

てございまして、それとの関係の位置をいろいろと調整する必要が生じたということで遅延するものでございます。

○緒嶋委員 森林整備加速化事業で、26年度に想定しとった事業が、25年度でもう返還しなきゃならんようになったわけですよ。そうなった場合に、今度の国の予算編成との絡みもあるわけじゃが、26年度に予定していた事業は何とか確保できるかどうかというのが一番、期待も大きいわけですが。今そのあたりの国との意見交換というか、事前の情報というか、そういうものの中で、26年度予算で森林整備加速化事業みたいなものが復活するのか、全然見通しが立たんのかどうか、そこあたり、どうですかね。

○石田みやざきスギ活用推進室長 森林整備加速化につきましては、これまでも補正予算ということで、毎回積み増しといたしますか、措置がされてきたところでございます。今般、報道にありますように、補正予算が予定されてございます。また、その中身については全く連絡等々、まだいただいていないところでございますけれども、森林整備加速化・林業再生事業につきましても、こういった補正の中で対応する方向でいろいろ検討されているというふうには伺ってございます。

○緒嶋委員 復活というか、継続される可能性はあるというふうに理解していいわけですね。

○石田みやざきスギ活用推進室長 そのように理解してございます。

○緒嶋委員 ぜひ、その努力をしてほしいと思いますし、あれはもう国の基金というか、そういう予算でやるわけだから、県としては一番やりやすい予算じゃないかなと思うので、これはぜひ頑張ってもらいたいというふうに思いますし、我々もそういうことでいろいろと側面的には、ま

たお願いもせにやいかんというふうに思っております。

○前屋敷委員 以前、御説明いただいた中身をちょっと詳しく聞きたいところがあるんですけど、7ページの特別議案のところですけど、森林法の施行規則が改正されて条項がずれるということで、中身はそう問題があるものではないというふうには思うんですが、対象が都城と日南だというのは、県内全域には及ばないのか。保安林の伐採の届けという御説明だったんですけど、中身がよく見えませんでしたので、もう一度お願いします。

○佐藤自然環境課長 まず、都城と日南だということですが、これにつきましては住民の利便性とか、それから市町村の自主性、自立性を向上させるということで、県で条例を定めて、その事務が行えるように、平成12年に地方分権一括法の施行に伴う自治法の改正により創設された制度でございます。

これを受けまして、12年4月に宮崎県における事務処理の特例に関する条例を制定しておりますが、県では、その段階で、事務にすると物すごい膨大な数になるものですから、ある程度メニュー化しまして、市町村に希望をとっております。その中の1つがこの事務なんですけれども、それにつきましては端的に言いますと、都城市が平成19年から、それから日南市が平成20年から希望して始まったということでございます。

現在、メニューの対象に上がっている事務が約2,500程度ありまして、そのうちの1,300弱を移譲しているということで、九州のほうでは上位のほうになっているようでございます。

済みません。それから、中身の話ですね。先ほどの説明で申しました道路等公共施設とか、

住宅等の建設物に対してということなんですけれども、従来の市町村に任せていない状態では届け出の受理が県になってしましまして、例えば、考えられる事例といたしまして鉄道とか、その上に保安林があったとして、保安林の木が差しかかってくるとすると届け出が要るんですね。そうしますと、県にするよりも、地元の市町村でしたほうが早いということで、その届け出の受理は、この日南市と都城市でいきますと、その市町村でできるというようなことをございます。

○前屋敷委員 では、都城と日南市以外は、現在は直接県に届け出るといことですね。

○佐藤自然環境課長 この事務に関しては、現在、そのような理解で、日南市と、それから都城市ということになります。

ただ、ほかに鳥獣関係の、例えば傷ついた鳥の捕獲とかそういうことになると、ほとんどの市町村にもう移譲してございます。

○緒嶋委員 これはみんなほかも、ここだけじゃなく、もう全部移譲したほうがいいんじゃないと。それは、県の指導ではできんとな。

○前屋敷委員 済みません。もう一つ、法的なところで、森林法施行規則が改正されたんですけど、基本的にどう改正されたから、こういうふうに県が改正するということになるんですかね。そこのよって立つところがちょっとわからないので。

○佐藤自然環境課長 ことしから国有林野事業が一般会計化されまして、その関係で、間に何条か入ってきたということで、ずれが生じたものがございます。

それともう一つは、今までの法律で言いますと、例えばここでいきますと、第8条というのがある、第8条の1、第8条の2ということ

で、第8条については第8条の20までございまして、国のほうでもわかりにくいということで整理したらどうかという課題があったようです。例えばその8条でいきますと、8条であったものが、8条を8条、8条の1を9条ということにしますと、20条ぐらい条項がふえるんですね。そういうのが重なって、6の3の(1)でいきますと、22条が60条になっていますけれども、その辺の重なりがあって大幅にずれたものということで考えております。

○前屋敷委員 整理したということなんですね。中身についての変更はないですね。

○佐藤自然環境課長 中身で追加されたものは、先ほど申しました国有林の関係が少し入ってきただけでございまして、あとは委員がおっしゃいましたように、整理したという理解で結構かと思えます。

○山下委員長 ほかにないようですので、環境森林部の審査を終了いたします。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時36分休憩

午前11時41分再開

○山下委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等について、部長の概要説明をお願いいたします。

○緒方農政水産部長 農政水産部でございます。よろしくお願いたします。

説明に入ります前に、私のほうから一言お礼を申し上げたいと存じます。1カ月ほど前になりますけれども、先月、開催いたしました「宮崎県水産振興大会」及び「宮崎県食育・地産地消フェスタ」につきまして、山下委員長を初め、委員の皆様にご出席をいただきまして、まこと

にありがとうございました。

それでは、お手元の環境農林水産常任委員会資料を1枚めくっていただきまして、目次をごらんいただきたいと思えます。

本日、農政水産部からは、11月定例県議会提出議案が5件、その他報告事項が3件ございます。

資料をめくっていただきまして、1ページをごらんください。

議案第1号「平成25年度宮崎県一般会計補正予算(第3号)」についてであります。今回の補正は、国庫補助決定に伴うものでございます。補正額につきましては、平成25年度歳出予算の課別集計表の中ほどの列、一般会計の「合計」の欄にありますように、1,833万3,000円の増額補正をお願いしております。補正の結果、特別会計を合わせた農政水産部全体の補正後の予算額は、一番下にありますとおり、394億706万5,000円となります。

次に、2ページをごらんください。

まず、訂正でございます。資料に誤りがございました。表の一番下、「農政水産部合計5事業」と記載されておりますけれども、正しくは「4事業」でございます。訂正して、おわびを申し上げます。申しわけございません。

それでは、説明させていただきます。

繰越明許費についてでございますが、「公共農村総合整備対策事業」など4事業で、合計12億491万3,000円の繰り越しをお願いしております。これは、「工法の検討等に日時を要したことによるもの」等の理由により、繰り越しが見込まれるものでございます。

なお、繰越事業の執行につきましては、関係機関との連携を図り、早期完了に努めてまいります。

そのほかの提出議案につきましては、次の5ページから11ページにかけて掲載しておりますが、後ほど関係課長等から説明させていただきます。

次に、資料の12ページからですが、その他報告事項でございます。別冊で資料をつけておりますけれども、「宮崎県農業成長産業化推進会議における議論の概要について」ほか、2件について御報告をいたします。詳細につきましては、関係課長等から説明させていただきますので、よろしく願いをいたします。

私からは以上であります。

○山下委員長 それでは次に、議案についての説明を求めます。

○西元家畜防疫対策課長 家畜防疫対策課でございます。補正予算につきまして御説明をさせていただきます。

歳出予算説明資料の31ページをお開きください。

家畜防疫対策課の11月補正額は、一番上の行、一般会計で1,833万3,000円の増額補正をお願いしております。その結果、右から3列目の補正後の予算額は、11億8,143万2,000円となります。

それでは、事業の内容につきまして御説明をさせていただきます。

別冊の環境農林水産常任委員会資料の3ページをお開きいただきたいと思えます。

新規事業「農場監視プログラム影響緩和特別対策事業」であります。

1の「事業の目的」であります。農場監視プログラムの適用によりまして、影響を受けた農場に対し、売り上げの減少額に相当する額の一部を負担することにより経営の安定化を図るものでございます。

4ページをごらんください。

まず、1の農場監視プログラムの適用等の経緯につきまして御説明をさせていただきます。

本年6月2日に、川南町の種鶏場におきまして、H5型の鳥インフルエンザウイルスの抗体が確認されましたことから、国の防疫指針に基づき、6月3日に当該農場に対する農場監視プログラムを適用し、家畜伝染病予防法に基づく、卵や家禽の移動制限を実施いたしました。その後、約3カ月にわたり、配置したモニター家禽の検査を実施いたしました。ウイルスは確認できなかったことから、国と協議の上、監視プログラムを終了するための検査を別途実施いたしまして、9月の2日に全ての検査で陰性を確認いたしました。これらの結果を踏まえ、9月3日に農場監視プログラムを終了し、あわせて移動制限を解除したところでございます。この間、卵や家禽につきましては、移動制限によりまして、通常の流通形態がとれなかったわけですが、それにつきまして、下の2に示します図で御説明をさせていただきます。

図の中央にあります当該農場で生産された卵は、通常、種卵として、アの太い上向きの矢印で示しますふ卵場へ出荷いたしますが、今回の移動制限によりまして、やむを得ず、食用として、①の矢印に示します液卵加工センターへ出荷せざるを得ませんでした。また、種卵としての価値のない産み始めの小さな卵や傷の入った卵は、通常、食用として、イの左矢印に示しますように、液卵出荷しておりましたが、こちらも国との協議が調うまでの間は出荷ができませんでした。そこで、一部を②の矢印に示しますとおり、廃棄処分として化製場に搬出せざるを得なかったというものでございます。

3ページの説明資料に戻っていただきまして、2の「事業の概要」をごらんください。

(5)に具体的な内訳をお示しいたしましたが、①から③の液卵出荷を初めとした売上減少額に加え、④の運送費増加額など、合計1,833万3,000円の補正予算を今回お願いするものであります。

なお、この財源につきましては、2分の1を国の家畜伝染病予防費負担金の活用を予定しております。

説明は以上でございます。

○原畑かん営農推進室長 農村計画課畑かん営農推進室でございます。

常任委員会資料の5ページをごらんください。

議案第9号「国営大淀川左岸土地改良事業負担金徴収条例等の一部を改正する条例について」であります。

まず、1の「改正の理由」でございますが、地方税法の一部を改正する法律が本年3月30日付で公布をされたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

今回の地方税法の改正は、長引く超低金利のもとで高過ぎると批判が強かった国税の延滞税や延納等に課されます利子税の引き下げが行われたことに伴い、地方税も同様の措置がとられたものでございます。

続きまして、2の「改正が必要な条例」でございますが、記載しております(1)から(8)までの条例の一部を改正するものでございます。

次に、3の「改正の内容」についてであります。今回の主な改正内容は、延滞金の利率を見直すもので、(1)につきましては、現行の延滞金の利率、年14.6%を特例基準割合プラス7.3%とするものであります。(2)は、一部徴収条例におきまして、現行では納期限後1カ月以内は延滞金の利率を年7.3%としており、これを特例基準割合プラス1%とするものであります。

次に、4の特例基準割合についてであります。特例基準割合とは、当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により、告示された割合に1%を加算した割合となっております。ここで租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合とは、当該年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸し付けの平均利率の合計を12で除して得た割合でありまして、当該年の前年の12月15日までに告示されることとなっております。

なお、この条例の施行期日は平成26年1月1日からとしております。

説明は以上であります。

○河野農村整備課長 農村整備課でございます。

常任委員会資料の7ページをお開きください。議案第16号「工事請負契約の締結について」であります。議会の議決に付すべき契約に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付するものであります。

まず、3の位置図をごらんください。西臼杵5期地区は、日之影町深角と高千穂町野方野を結び、全長1,380メートルのうち、1,378メートルがトンネルであります。高千穂町側の628メートルのトンネル工事につきましては昨年度から着工しており、今回は、日之影町側からのトンネル「工事に着工するものであります。

1の「工事概要」にありますように、工事名が県営広域営農団地農道整備事業西臼杵5期地区2工区トンネル工事で、工事場所は、日之影町大字七折であります。トンネルの延長は、750メートルで、幅員は、全幅員が8メートル、車道幅員が5.5メートルの2車線道路であります。工法は、一般的なナトム工法でございます。

2の「工事請負契約の概要」にありますように、契約の金額は、16億7,904万4,500円で、相

手方は、矢野・九建・内山特定建設工事共同企業体であります。工期は、契約の発効の日から平成27年7月31日までとしており、なお、契約の方法としましては、一般競争入札の総合評価落札方式の簡易型で実施しております。

8ページのほうには、西臼杵地区全体の位置図とトンネルの標準断面図を添付させていただいております。

説明は以上でございます。

○神田漁村振興課長 漁村振興課でございます。

議案第20号「訴えの提起について」でございます。

委員会資料の9ページをお開きください。

地方自治法の第96条第1項第12号の規定により、県議会の議決を求めるものでございます。

まず、1の「訴えの目的」でございます。耐用年数を10年として発注いたしました浮魚礁「うみさち3号」が、係留施設の連結金具の異常によりまして、設置後2年11カ月で離脱・漂流し、施設の目的を達し得ない状況になったことでこうむった損害につきまして、受注業者を相手に、損害賠償請求を内容とする訴えを提起するものでございます。

2の「訴えの概要」でございますが、損害賠償請求事件といたしまして、施設の残存価格の1億7,775万6,250円を相手方の若築建設株式会社に対して請求するものでございます。

3の経緯についてでございますが、浮魚礁は、高度な技術が必要な特殊な構造物であることから、これまでも、設計・施工一括発注方式により発注を行ってきたものでございますが、設計の耐用年数を10年として発注したにもかかわらず、設置から2年11カ月後の平成24年6月に離脱・漂流したものでございます。

10ページをごらんください。「うみさち3号」

につきましては、左上の図のような構造となつてございまして、右上の位置図にありますように、細島沖37キロメートルの水深約820メートルの場所に設置したものでございます。今回、左上の図の構造図の米印太字のシャックルのところから離脱したものでございますが、下の左側の図に示した構造のナット式のジョイニングシャックルを使用してございます。

9ページにお戻りいただきまして、経緯の(2)のところでございますが、原因等につきましては、宮崎県浮魚礁流出原因究明委員会を設置いたしまして、その検討結果などから、重大な欠陥と判断する根拠といたしまして、係留施設のうち、海底等との衝突・摩擦を繰り返し、外力を受けやすい部分に連結部を設けたこと、さらにその連結部には十分な施工実績のないナット式のジョイニングシャックルが用いられたこと、そしてそのシャックルのナット部に施されました回りどめの溶接が、提出された図書のとおりに行われなかったことなどから、事故の発生は、相手方の設計・施工に重大な欠陥があり、請負者として要求される注意義務を著しく欠いた結果、ジョイニングシャックルに異常が生じ、浮魚礁が離脱したものと判断いたしました。

この判断のもと、(3)に示しますように、「宮崎県工事請負契約約款」に基づき、請求書を24年12月と25年3月の2度にわたって送付いたしましたけれども、相手方からの回答はいずれも、請求を拒否するものであり、責任を認めない内容でございました。そのため、責任の所在を明らかにするため、相手方への損害賠償請求を内容とした訴えを提起することとしたものでございます。

漁村振興課は以上でございます。

○河野農村整備課長 農村整備課でございます。

常任委員会資料の11ページをお開きください。

議案第22号「農林水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収についての議決内容の一部変更について」であります。

平成25年度農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収については、平成25年2月定例県議会での議決を経て定めておりますが、1の「変更の理由」にありますように、国庫補助事業である農村地域防災減災事業の一部事業について、中山間地域に対する国費の5%かさ上げが設定されたため、改めて対象となる市町村の意見を聞き、同意を得た上で、土地改良法第91条第6項等の規定により、議会の議決に付するものであります。

対象事業と変更前後の負担割合は、2の「変更の内容」のとおりであります。ため池等整備事業の用排水施設整備工事におきましては、対象となる都城市において、変更前は、市と土地改良区を合わせた地元負担の20%のうち、市の負担を9割の18%としており、変更後の地元負担の15%についても、同じような考えから、15%の9割の13.5%を市が負担するとしております。

また、「河川工作物応急対策事業」では、事業規模から大規模と小規模に事業が区分されており、小規模のみに中山間地域の設定が行われたことから、対象となる日南市の負担を8%から3%に変更し、大規模につきましては現行どおり8%とするものであります。

説明は以上であります。

○山下委員長 以上で執行部の説明が終了いたしました。質疑については午後1時から行うことにいたします。

暫時休憩いたします。

午後0時1分休憩

午後0時58分再開

○山下委員長 それでは、委員会を再開いたします。

既に議案の説明は終了いたしておりますので、委員の皆様方の質疑に入ります。何かございませんか。

○横田委員 3ページの緩和特別対策事業ですけど、全て陰性ということで、本当によかったなというふうに思います。この事業の対象農場というのは、何戸あったんですか。

○西元家畜防疫対策課長 移動制限をかけましたエリアということなんですが、今回は抗体が確認されました農場に対してかけたということでございまして、対象は1戸でございます。

○横田委員 1戸だけなんですね。

売上減少額等に相当する額の一部を負担と書いてありますが、一部というのは大体、全体の損失額のどれぐらいの割合になるんでしょうか。

○西元家畜防疫対策課長 その農場に関して申し上げますと、ほぼ全額ではあるんですが、ただ、一部と申しますのが、例えば雄鳥を移動するのにかかった経費を見てるんですが、その移動経路を別に定めたものですから、高速を通ったときの代価とか、そういうところは家畜伝染病予防法で規定がなかったものですから、国との協議の中で、そこは外さざるを得なかったということで、一部というのは、ほぼ9割方、その農場に関しましては見てあります。

○横田委員 そうですか。わかりました。では、もう、それでほとんど経営はもとに戻るということで考えてよろしいでしょうね。

○西元家畜防疫対策課長 考え方なんですが、移動制限をかけました農場に関しましては、経

営はもとに戻るとは思ってるんですが、そこは系列でございますので、ほかの系列までは、こちらは移動制限外だったものですから見られなかったということで、その損失額については、はっきりとこちらが把握しているわけではございません。

○横田委員 はい、わかりました。もう一つ、いいですか。

次の徴収条例の改正ですけど、延滞の発生割合というのはどれぐらいあるんでしょうか、この(1)から(8)までの事業で。かなりあるものなんでしょうか。

○原畑かん営農推進室長 本県におきまして、これまで延滞金を条例により徴収したことはございません。

○横田委員 そうなんですか。じゃあ、実質、条例改正しても、宮崎県の場合、全く影響はないということなんですね。はい、わかりました。

○岩下委員 議案第20号の訴えに関して、浮魚礁の関係ですが。これは「うみさち3号」というのは、今まで設置されてたんですけども、そのあたりの漁獲量というのはどれぐらいのものだったんでしょうか。

○神田漁村振興課長 表層型の浮魚礁の漁獲量というのは、個別にはとってございません。ただ、モニター船とか、そういう形で推定しますと、大体1基当たり年間270トン、金額で1億3,000万程度の漁獲が見込まれております。

○岩下委員 これは納入の際でもそうですけれども、シャクル関係などの接続がどうだったとかというのは、その設置前のチェックというのはなかったんでしょうか。

○木下漁港整備対策監 工事の前の確認という意味だと思うんですが、県の工事の場合には工事形態によります中間検査、完成検査、それか

ら監督員によりまず段階確認というのがございます。これは工事の、その時折、その順序に応じて実施をするものでございますけれども、今回の場合のシャックルについては、これは図面のとおりありましたので、シャックルの形、出来高については、そのとおりでございます。

この3番目に書いてあります溶接の状況、これにつきましては、県の場合は県の工事共通仕様書というのがございまして、この中で、どの部分については県の監督員が行って立ち会うというような形になっておりますが、溶接についてはその記述がございません。

したがいまして、施工業者さんが自分の施工の中で管理して提出するものというふうになっておりますので、この部分については施工業者さんのほうで責任を持って施工する必要があるというふうに考えております。

○岩下委員 最後になります、損害賠償請求ということでされるんですけども、これはそれが解決しない限りは、この浮魚礁は設置できないということなんですか。

○神田漁村振興課長 この流れで、「うみさち3号」のいわゆる再生、原形復旧という考え方からすると、この係争が決着するまではできないという形になるんですけども。それでは漁業者が非常に不自由いたしますので、10ページの右上の位置図をごらんいただきたいと思うんですけど、その一番上に「うみさち6号」ということで、26年3月設置予定という形でさせていただきます。一応、「うみさち6号」を26年の3月に設置をする予定で、今進めているところでございます。

○岩下委員 この浮魚礁というのは、ある意味では単純なものですけれども、漁獲量からいっても270トンの魚がとれると。うちの地元でも、

随分効果大きいものですから、よろしかったら、ぜひ対応をしていただいて、できるだけ設置ができればというぐあいに思っております。よろしく申し上げます。

○緒嶋委員 今の浮魚礁で、これは、「うみさち3号」は、もうどこに行ったかわからんということになるわけですかね、離れて。どうなんですかね。

○神田漁村振興課長 24年6月に流出したのですが、一応、図のほうの米印、太字でシャックルが書いてあります。これから上のほうは回収いたしまして、今、延岡のほうで陸揚げして管理してございます。

○緒嶋委員 であれば、この回収したものは、また再利用というのはできんわけですか。

○神田漁村振興課長 物理的にできるかどうかという話であれば、浮かしている部分は可能だと思いますけど、下のほうのケーブルあたりは回収時に断裂したりしていますので、実際は使えないと思います。あと、制度的に考えますと、流れたものを再生ということよりも、新しく更新しなければならぬと。今はそういう制度的なものもございまして、今のところはちょっと保留というか、保存しているというような状況になります。

○緒嶋委員 この請求額の金額は、どのようにして決定されたわけですか。

○神田漁村振興課長 設計上は10年もつという形で計算して、その設置費用の残額、いわゆる7年1カ月分の残額を、この金額で出しております。

○緒嶋委員 これは裁判、損害賠償ということになると、かなり訴訟の時間というか、相手がそれを認めて、裁判所がどういう決定をするかにもよると思うんですけども。これは当然、

訴訟ということであれば、勝つ見込みがあるという前提で訴訟されると思うんですが、そういうことでいいわけですね。

○**神田漁村振興課長** 相手方のほうがなかなか認めてはいませんが、私どもとしたら何とか勝ちたいという形で、それなりのものはいただきたいという形で臨みたいと考えております。

○**緒嶋委員** 頑張ってください。

○**蓬原委員** ちょっと今ので、私は理解不能だったんですが。この底に沈んでいる部分は当然あって、引き揚げて原因を究明しないと、ここの訴えまでいかなかったはずですよ。その上の浮いている部分はどこに行ったかわからない、あるいはちゃんと回収できたのか、その確認を。

○**神田漁村振興課長** それでは、10ページの構造図のほうを見ていただきたいと思うんですが、左側の図の米印のシャックルから浮魚礁の本体まで、これは回収できてございます。

そして、その下のほうは回収できてございません。といいますのは、ここの設置水深が大水深、いわゆる820メートルでございますので、なかなかこれを回収するには、とてもじゃないけど、すごく費用もかかったりするというので。そういうことでございましたので、いわゆる浮魚礁の原因究明委員会ですか、外部の委員に入っただいて、原因についてと、あと今後の設置の改善点、そういうのを検討していただいたところでございます。

○**蓬原委員** それで、その上の浮いている部分は回収できたんですか、どこかに行ってしまったんですか。

○**神田漁村振興課長** シャックルから上の部分は回収してございます。今は延岡の港のほうで陸揚げ、保存してございます。

○**蓬原委員** それで、欠陥があったわけですから、製造工事したほうに責任があると、それを請求するのも当然だろうと思います。それに勝ちたいということでしたが、当然それだけの根拠があって、これは構造上おかしいよということでされるんでしょうから頑張ってもらいたいと思いますけれども。見えない世界だから、ついつい手を抜いたりしてしまう部分も、あつてはいけないことですから、今後のことのためにもしっかりやってほしいと思います。

これが流れた期間、逆に言えば、今さっき岩下委員からありましたけど、やはり相当な漁獲量に、これがプラスになるんだ。なかったことによる損失というのも、本当はかなりあるわけですから、やっぱりその意味では、県としてはちゃんと、この施工業者に対して請求するのは当然だろうなど。だから、されているわけですけど、そんなことを感じました。頑張ってください。

○**緒嶋委員** もう一つ、若築建設は、こういう訴訟の相手は、一般競争やらでは仕事を受注することはできるわけですか。県の漁港やらの仕事をする場合に、訴訟相手に仕事をさせることはできるのかと。

○**木下漁港整備対策監** 今回、訴訟を起こしまして、その相手方が県の参加業者としてできるかという御質問だと思いますけれども。一応、一般競争の参加資格の中には、いわゆる指名停止等の処分、あるいはいろいろな刑事事件等の処分、それから参加資格を取っているかどうかという、登録されているかどうかといったいろんな条件がございますけれども、今回の場合は、訴訟に入りまして、訴訟相手としかになっていないので、確定しておりませんので、現段階では、例えば入札に参加するというのを拒否する理由

としては、まだないというふうに考えております。

○緒嶋委員 まだ訴訟の前ですね、これは。まだ議会で認めてない。訴訟が始まったらどうなるんですか。係争というか、裁判になった場合はどうなるんですか。

○木下漁港整備対策監 今の入札参加資格の条項を見る限りにおきましては、裁判の過程の中では、参加できないという条項はございませんので、参加することはできるというふうに読めるというふうに思われます。

○緒嶋委員 であれば、いずれにしても、これは決定しても指名停止になることはないということだな。

○木下漁港整備対策監 指名停止の権限につきましては、ちょっとこの場では答えられないんですが。ただ、向こうのほうに責任があるという判断になりますと、それ相当の処分になるかと思しますので、そうなった時点では、そういった処分も考えられるというふうに考えます。

○緒嶋委員 であれば、裁判で判決というか、その決定した段階で判断するということですか。

○山下委員長 今言われているのは、上のほうに「うみさち6号」の設置予定があるわけでしょう。仮定としてですよ。今、裁判、係争を始めた場合に、入札参加資格があった場合には、もし応札して、入札でとった場合に、その問題はどうかということは今問われている。答えられますか。

○木下漁港整備対策監 済みません。少し検討させていただきます。申しわけありません。

○高橋委員 また戻りますけど、訴えの提起で。私も、この損害賠償、ぜひ勝っていただきたいと思っております、ということをお前提で申し上げるんですけど。

結局争っているのは、相手方の設計・施工に重大な欠陥があって、要求された注意義務を怠ったということで争っているのはわかるんですが、この判断する根拠の、いわゆる3つポツがありますよね。3つ目のやつは、完成品を見てもなかなかわからないというところの説明もあって、そこはわかるんですが、ただ、上の2つのポツは、どうも私たち素人からしても、いわゆるでき上がったものを県は確認するわけでしょう。

この10ページにありますように、例えばこのシャックルなんていうのは、こっちが使ってあるよねということで、いわゆる完成品を却下することが、その場で若築に言えたんじゃないかなというところを、素人ながら疑問を持つんですが。

○神田漁村振興課長 そのところは、いわゆる設計・施工一括方式というか、いわゆる民間の高い技術力を活用して県の事業をしていただくという前提に立ってございます。

したがって、私どもは設計耐用年数10年をクリアするものがほしいという形で出しておりますので、それが10ページにございます右のテーパーピン方式のシャックルであろうと、ナット式のシャックルであろうと、できますという話があれば、それは受け入れるという形、承認するという形になります。

○山下委員長 私からのお願いですけど、いいですか。「うみさち1号」「2号」「3号」——「6号」まであるのかな。これの設置事業者というのはわかるんですか。そこ辺がわかればちょっと、また出していただくと。若築なのか、どっか違う業者なのか。

○神田漁村振興課長 設置業者につきましては、若築は今回のやつだけで、ほかは新日鉄がやっております。

○高橋委員 どうもわかりにくいんですよ。だから、中間検査と完成検査があるんだけど、いわゆるそういう難度の高い仕事をしてくださる業者ということで、信用するしかないということの意味で捉えにやいかんのかどうかですね。

だから、これまでの検査のあり方を、この機会に見直さにやいかんのかなというところも、私は今、答弁を聞きながら感じたところなんですよ。目で見える部分があったわけですよ。私は勝ってほしいんですよ。1億7,700万を取り返してほしいんですけど、これで何か、微妙に勝敗を疑問に感じるんですが、その辺はいかなものでしょうか、難しいでしょうかね。

○木下漁港整備対策監 今、検査、確認ということだと思んですが、確かに施工の全部について、全てを確認するというのは、これはちょっと非常に大きな、煩雑な問題になりますので、その中で重要なところを確認するというのが、今の仕様書になっております。今回こういうことがありましたから、今後こういう浮魚礁については、当然溶接のところを再度確認するというのは、この反省を生かして、次に生かしていくということになると思います。

ただ、全部が全部、全て段階確認をすることになりますと、非常な労力と時間を要するかと思います。そのあたりについては、またちょっと協議をさせていただければというふうに思っております。

○高橋委員 余り深くは申し上げたくないんですが、いわゆる浮魚礁は流れちゃいかんわけですよ。ということは、漁礁の下の、この鎖の部分が一番大事になってくるわけで、今後の検査のあり方として、ここのところのチェックを、県はいま一度見直してほしいなということを要望しておきます。

○緒嶋委員 これは提出された図書のとおりに行われていなかったということを認めておるとなら、県は入札に入れるべきじゃないと私は思っている。向こうが悪かったということを認めながら、入札はいいですよというのはどうということなの。県が悪いと認めれば、やっぱり若築は指名に入れる必要はないんじゃないかと思うんですよ。県が認めているなら。それは、全て指名停止する場合は、裁判じゃないものは、皆、停止するわけじゃろ。裁判にかけたものだけは、裁判の結果がわからにや停止かどうかわからんというのは、県の姿勢としておかしいことない。そういう瑕疵があるというのは、もう指名に入れるべきじゃないと思うんですよ。指名停止しても、当然じゃないかと。県がこれは正しいという判断であれば。

○木下漁港整備対策監 今の質問ではありませんけど、先ほどの参加資格の件でございます。

まず、現時点では、裁判に入る前ですので、これは指名停止というのはないということでございます。いわゆる、応札資格がありますということですよ。

裁判の結果、例えば内容で、これは非常に粗雑な工事だということであれば、その時点で指名停止をするかどうかの判断をするということになっておまして、さかのぼって停止をすることはないということでございますので、それまでは参加資格があると。いわゆる、裁判中でも、今の入札参加資格の要項によりますと、参加資格があるということになっているようでございます。

○緒嶋委員 私が言うのは、提出された図書のとおりに行われていなかったというのは、向こうも過失を認めているわけ。過失を認めて、入札ができるというのはおかしいんじゃないかと。

ほかのは、過失があったりすれば、指名停止を1カ月、2カ月は自主的にやるんじゃない。こういう場合は、これを県が認めとって、そういう人は指名に入れますよと言えるかどうかということ。

○木下漁港整備対策監 今の時点では、うちのほうではここに瑕疵があると言っていますけど、相手側はこれを認めていない、いわゆる瑕疵があるとは認めていないという状況になっておりますので、発注者側からは、これはおかしいんじゃないかという話になりますけれども、それを今回の裁判の中で明らかにしていくという形になっていくんだと思います。

○緒嶋委員 では、普通の場合は、指名停止する場合は、瑕疵があると、裁判じゃなくても、認めた場合は指名停止やらするじゃろ。それと裁判とは違うというわけじゃな。

○木下漁港整備対策監 普通の指名停止の場合は、相手側が瑕疵があると認めたということで指名停止という処分をされるかだと思います。今回は相手が認めていないということですので、あくまでも裁判で決着をしていくということになるかだと思います。

○緒嶋委員 なら、結果として、向こうが賠償責任が発生した場合には指名停止になるということですか。

○木下漁港整備対策監 その時点の判断になりますが、指名停止をすることもあるということになります。

○緒嶋委員 はい、わかりました。

○蓬原委員 委員会のメンバーを教えとってください。

○神田漁村振興課長 メンバーは5名でございます。1人は、宮崎大学の工学部の機械関係の専門の教授の方でございます。もう一方は、独

立行政法人の水産工学研究所のいわゆる魚礁関係のチームリーダーの方でございます。あとは漁村振興課長と漁港整備対策監と、水産試験場のほうから資源関係の部長が入って、5名で構成してございました。

○山下委員長 いいですか。ほかに議案についてはないですか。

○前屋敷委員 補正予算の農場監視プログラム、3ページですけど、これが事業期間が25年度いっぱいということ、残りはあと数カ月しかないんですけど、時期的なもので、これで対応ができるということ、25年度いっぱいということなんですか。

○西元家畜防疫対策課長 この補正の対象と申しますのは、移動制限をかけた9月の3日までに受けた損失について負担をするものでございます。ですから、事業年度は25年度とはしてありますが、対象期間はもう既に終わっているということでございます。

○前屋敷委員 9月3日までに事例が起きた場合という意味ですか。ここにさかのぼっての補償というわけじゃないわけですね。今からの対策なわけでしょうか。

○西元家畜防疫対策課長 鳥インフルエンザの抗体が見つかりました農場に対しまして、県が移動制限をかけました。その期間に受けた損失を負担するものでございまして、その期間というのが6月3日から9月3日までということでした。

○前屋敷委員 じゃあ、移動制限をかけたところは、もうわかっているわけですね。

○山下委員長 もう済んだ、解除になった。済みませんけど、もう一回説明して。

○西元家畜防疫対策課長 委員長がおっしゃるとおり、9月3日で解除をいたしましたので、

今はもう移動制限はないんですね。そのかけた約3カ月の間に、その農場が受けた損失額について、今回補正を組ませていただくということです。

○前屋敷委員 それであれば、この年度内ほどは、期間は設けずに、すぐ対応はできるということなんではないんですか。

○西元家畜防疫対策課長 今後ずっと、この事業を継続していくということではございません。その期間の損失額を、今年度のこの議会で補正を組ませていただくということで。事業期間は25年度とはしておりますが。

○前屋敷委員 したけれどもということですね。

○西元家畜防疫対策課長 はい。

○前屋敷委員 何か、そこに意味合いがあるのかなと思ったものですから。

○西元家畜防疫対策課長 よろしく願います。

○山下委員長 議案がなければ、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○鈴木農政企画課長 農政企画課でございます。

宮崎県農業成長産業化推進会議における議論の概要についてということで、御報告させていただきます。

別冊①と右上に書いてある冊子のほうをごらんください。1枚お開きいただきまして、まず会議の概要から御報告させていただきます。

目的に書いてございますけれども、今年度の3月に国のほうでもTPP交渉への参加というような発表がございました。また、本県におきましてもフードビジネスの振興を積極的に進めるといって構想のほうも立ち上げたところ

でございます。こういった幅広い、いろいろな動きの中で、どのように本県農業の成長産業化を図るかというような広い視点で、有識者の会議を設けたというところでございます。

会議の位置づけにつきましては、農政水産部長の私的諮問機関という形で置かせていただいております。

委員につきましては、12名いらっしゃいます。これとは別に、条例のほうで農政審議会というのがございまして、各団体の長の方に参加していただいているものがございますけれども、ここにつきましては学識経験者、あるいは他産業の方、あるいは農業と関連のある産業に従事している方、あるいは実際の農業、法人でございますとか集落営農、そういったものを実際に自分でされている方、そういう実務家の方も含まれて、今までとは違った形、違う視点からも、いろいろな御意見をいただくということで設置した会議でございます。

2ページに開催実績がございますけれども、本年度は4回、会議を行っております。まず、こういった議論をするかというフリートーキング的なところから始めまして、2、3、4ということで、直近が11月6日でございますけれども、ここで、まず今年度の議論について一旦区切りというか、取りまとめていただいたということでございます。ただ、来年以降も、この会議のほうを続けていきたいという考えがございますので、形としては中間的な取りまとめということでまとめさせていただいているところでございます。

1ページお開きください。3ページでございます。

実際にどのような議論がなされたかというところを、簡単に御説明させていただければとい

うふうに思っております。

議論は、かなり多岐にわたりまして、内容的にも濃いものだったと思っております。内容につきましては後ろのほうに、実際の会議においてどういう意見が出たかということを一申しわけございません、9ページ以降に、毎回の会議でどのような意見が出たかということを議事録といいますか、メモという形でつけさせていただいております。恐縮でございます。時間の関係もございますので、こちらにつきましては、後ほどお目通しいただければ幸いです。

3ページのほうにお戻りいただきまして、会議におきましては、大きく3つのテーマで議論がされたというところでございます。

3ページ目の左下のほうでございますけれども、①ということで、やはりフードビジネスに関係する意見というのが非常に大きく出たということでございます。県全体で戦略的に進めていく必要ということがございますけれども、やはり具体的な取り組みを支える人材とか情報が不足しているのではないかなという御意見を非常に多くいただきました。また、農業は特殊だけというような話でございますけれども、やはり他産業の活力を取り組む、あるいは他産業から学んでいくような姿勢が必要であるというような御意見もいただいたというところでございます。

次に、4ページ目の上段でございます。②でございますけれども、中山間地域の振興というところから、農業政策をどう考えるかという御意見をいただいたところでございます。後ほど御説明いたしますけれども、国のほうでも産業政策に観点を当てたような形で、急速に農業政策の変革が進んでいるところでございますけれども、やはり中山間地域、平地と同じような取

り組みではなかなか難しいのではないかなという御意見が非常に強く聞かれたところでございます。

具体的な例といたしまして、ここにも書いてございます集落における加工販売活動、あるいはグリーンツーリズム、そういったものがいろいろと芽は出てきているというふうに考えられますので、そういった視点から農業というものとどういうふうにリンクさせていくのかというような御意見が、御提起があったというところでございます。

そして、3つ目でございます。広義の担い手に関連する議論というところでございますけれども、これが一番、会議の中でも多くの時間を割かれて議論がされたというところでございます。やはり担い手が年々減少するという中で、しっかりとした経営力を持った農業者を育成するというようなところがなかなか難しいという意見が、会議の中でもございましたけれども、経営力とは何ぞやという意見もございましたけれども、やはりそういったしっかりした農業者の育成、ここを第一義的にやっていくべきだというのが大宗の御意見でございました。

2段目でございます、県内にはさまざまな形態の担い手がございます。小規模農家、家族的経営農家というのも、非常にしっかりした経営体も多くございますけれども、やはり農業に関して非常に右肩下がりの現状の中では、産地を担う大規模な法人経営体ですとか集落営農、あるいはJAが果たしていく役割について、再評価する必要があるのではないかなというような御意見が非常に強く出たところでございます。

以上、フードビジネス、中山間地域の関係、そして担い手の関係という3つの大きな柱で議論が進められてきたところでございますけれども

も、先ほど申し上げたとおり、担い手の関連の議論というものを中心に進められましたので、その具体的な内容について、1ページ飛ばしていただきまして、7ページ目、8ページ目というところで御説明させていただければというふうに思っています。ちょっと白黒で、見にくくて恐縮でございます。

産地経営体構想と、これは行政のほうでこういった名前を御提案させていただいたわけでございますけれども、こういった構想で、しっかりと産地育成をしていきたいと思いますというように形で議論が進められたということでございます。

1つ目の考え方でございますけれども、やはりこれまで産地育成と申し上げますと、どうしても生産の現場のほうから、どういうふうにしていこうというのが当然の流れとしてあったわけでございますけれども、会議の中では、やはりマーケットのほうに変化して、それに対応していくというような考え方が非常に重要ではないかというような御意見がございました。そして、その原動力となる経営体、こういったものに地域全体を引っ張っていただく、そういった考え方が必要ではないかということでございました。

下の絵にございますけれども、具体的には、法人経営体、集落営農組織、そしてJAの例えば部会のような単位、そういったもので県内の家族経営体を引っ張っていく、あるいは一緒に参加していただいて、一緒に進めていく、そういった形で産地、ある程度の品目のまとめ、あるいは地域的な広がりをもとにしたグループで、しっかり進めていく必要があるのではないかというお話でございました。そういった意味で、この構想の一つの大きなポイントとしては、原動力となる牽引する経営体というのをしっかり

り明示したと。3つのパターンではございますけれども、明示して進めるというところが一つのポイントではないかというふうに思っているところでございます。

また、2番目の産地経営体——こういった法人、あるいは集落営農、JAにどのような取り組みを進めていっていただきたいか、あるいは行政としてどのような取り組みに支援していただきたいかということで、例示的に書いたのが2番目、真ん中から下の絵のほうでございます。

例えばということで、例示でございますけれども、法人経営体であれば、周囲の小規模な法人、あるいは家族経営体等と連携して、共同の出荷体制を構築していただく。例えば、加工・業務用野菜とか、現在、振興を進めておりますけれども、そういったところに対して安定的な供給を進める、そういった動きというのが一つあるのではないかと。

例の2つ目、集落営農でございましたら、今、水田政策につきまして大きな変革がありますけれども、これを加工メーカー、加工用米ですとか、飼料米、あるいは飼料作物ですとか、露地野菜、そういった形で水田の再編を進めていくということが必要ではないかと。また、集落営農組織、本県におきましては法人化の割合が非常に低いというところもございますので、そういった意味でも、しっかりと組織に発展させていくというアプローチも考えていいのではないかと。これが例の2つ目でございます。

また、例示の3つ目でございます。JAの部会組織というのも、品目的にまとめていくという中で、非常に大きな役割を担っているわけでございますけれども、ハウス、そういったものの集約ですとか、新たな販路開拓、こういったことで、JAの部会組織自体も規模的に小さく

なっている、減少が進んでいるということがございますけれども、そういったものを食いとめていただく上で重要ではないかというふうに考えているところでございます。

ここの3つにつきましては、あくまで例示ということでございますけれども、会議の中で非常に強く言われたのは、やはりどういう販路があるかというところから考え始めて、要はマーケットインという言い方を非常にしておられましたけれども、マーケットインの考え方から、産地をどうやってつくっていくのかというような、意識づけといったら言い過ぎかもしれませんが、そういった意識で、法人、集落営農、JAの部会、そういったところに産地強化を進めていただきたいというようなところが強く出たというところでございます。

また、3つ目の特徴でございますけれども、8ページ目の右下のほうをごらんください。本県における水田農業、あるいは畑地の活用というところでございますけれども、なかなか全国一律には、全国の状況と本県の独自性というもので食い違うところがございます。

例えば、水田農業でございましたら、ハウス、施設園芸といったものが非常に盛んである反面、ハウスが水田の中に乱立しているような状況というのも見受けられるところでございます。どちらにとっても、効率化という意味では、今後改善の余地があるというふうに考えてございます。

また、畑かんということでございますけれども、やはり全国と比べると、整備率のほうが低くなっている。今まさに現在進行形で水の利用というのが進んできたというところでございます。しっかりと水の利用の恩恵に預かれるような作物を品目的に選んで、営農を進めて

いくということが非常に重要でありますけれども、そこら辺が今、畑かん地域では、まさに進んでいるところでございます。全国では、かなり前に行っているところございますけれども、宮崎県といたしましては、そういったところをしっかりと見据えて進めていくという必要があると思っております。

水田におきましても、畑地におきましても、担い手の育成という観点と、こういう土地利用をさらに改善していく、効率化していくというところを、ある意味一体的に進めていく必要があるというの、3つ目のこの構想のポイントでございます。

まとめますと、先ほどから申し上げましたとおり、1つ目は、しっかりと、どういう経営体に頑張ってもらえるのか、支援していくのかということを示すと。

2つ目は、マーケットインの考え方で産地の拡大、あるいは発展というものを後押ししていく。

3つ目は、土地利用の考え方と担い手の育成の考え方を、これまで以上にという言い方が正しいんだと思っておりますけれども、一体的に行っていくというようなことでございます。

ことしの会議で、こういった産地経営体構想という形でしっかりと推進すべしという御意見をいただきましたので、現在、県庁のほうでは、これに向けてどういった支援のあり方があるかということ、予算的なものも含めながら検討を進めているところでございます。

また、後ほど御説明いたしますけれども、国のほうでも農地の中間管理機構の話、水田農業の見直しの話、あるいは日本型の直接支払の話、いろんな政策の変化が起こっているところでございます。そういった外的な環境、先ほど申し

ましたT P Pの話もちろんでございますけれども、そういったところもにらみながら、今後、来年以降、どのような県としての農政の推進の仕方があるか、引き続きこの会議で議論していただきたいというふうに考えているところでございます。また、それにつきましては御報告させていただきますというふうに考えております。

農政企画課からは以上でございます。

○和田食の消費・安全推進室長 営農支援課食の消費・安全推進室から御報告をいたします。

常任委員会資料の13ページをお開きください。外食メニュー等の不適切表示への対応についてでございます。

この件につきましては、先月の21日に委員の皆様方に、関係団体へ周知を依頼する文書発出について、ファクスでお知らせをさせていただいたところでございます。

参考までに、この「常任委員会資料」の14ページから15ページに、その発出文書を添付させていただいておるところでございます。

まず、13ページの1の「概要」をごらんください。

10月22日ですけれども、阪急阪神ホテルズのメニュー等の不適切表示に端を発しまして、全国的に同様の事案が報告される中、本県でもJ R九州ホテル宮崎を初めとしまして、相次いで外食メニューの不適切な表示が判明したところでございます。このような事態を踏まえまして、食の安全・安心を確保して、そして県民の食の信頼を損なわないようにするために、飲食店等の事業者に対しまして、「不当景品類及び不当表示防止法」、いわゆる「景品表示法」、これを初めとする食品表示関連法令の周知依頼を行ったところでございます。

具体的には、2の「県内で判明した店舗」の

ところをごらんください。まず、1番のところですが、11月5日、宮崎駅前のJ R九州ホテル宮崎が、そしてその下に行きますがエアラインホテル、そしてシーガイア、そしてイオンモールと、6店舗内で、相次いで外食メニューの不適切な表示が判明したところでございます。

このため、県におきましては、3の「現在までの取組状況」のところでございますが、まず(1)でございます。外食メニューにおける不当な表示を禁止します「景品表示法」、これに基づきまして、これを所管します総合政策部生活・協働・男女参画課が、11月6日から26日にかけて事実確認や再発防止に向けた指導を実施しておるところでございます。

次に、(2)でございます。今回のこの一連の事案につきましては、食品表示全般に対して、県民の信頼を失墜させ、ひいては食の安全・安心を揺るがしかねないものになると考えられますことから、11月12日の日でございますが、関係6部局と教育庁で構成します「宮崎県食の安全・安心対策会議」、これの幹事会におきまして、現在の状況確認、情報共有、それと今後の対応方針について協議をしたところでございます。

これを踏まえて、(3)でございますけれども、景品表示法のみならず、J A S法や食品衛生法等の食品表示関連法を含めまして、県内の飲食店等が加入します「公益社団法人宮崎県食品衛生協会」等に対しまして、食品表示関連法令への理解と適正表示につきまして、周知を依頼したところでございます。

次に、4番ですが、「今後の取組」としまして、景品表示法のほか、J A S法、食品衛生法等の食品表示関連法も含めて普及啓発が図られるよう、食品表示に関する研修会を開催してまいりたいと考えております。

なお、今回の一連の事案については、栽培飼養の技術向上に長年取り組み、安全・安心で高品質な農林水産物を生産する農林漁業者の思いを無にしてしまう行為にもなりかねないと考えられますので、国や関係部局、団体と連携しながら、適正表示の周知徹底に努めてまいりたいと考えております。

報告は以上でございます。

○日高農産園芸課長 農産園芸課でございます。

経営所得安定対策等の見直しについてでございますけれども、別冊②と書いてある資料を配付させていただいております。よろしいでしょうか。

経営所得安定対策等の見直しについてでございますが、1枚めくっていただきまして、1ページ目をごらんいただきたいと存じます。

まず、今回の、国におきます一連の見直しの概要についてでございます。

今回、国におきまして見直しが行われた内容でございますけれども、お手元の1ページ目の左側でございます「現在の制度」というところに掲げてございますが、一番上の農地・水保全管理支払、それから中山間、それからその下の環境保全型、こういったものについて一つの見直しが行われておるものでございます。

また、その下の畑作物、それから米・畑作物の収入影響対策、こういったものも一定の見直しということが行われたところでございますが、下段でございますけれども、特に、この水田活用の直接支払交付金、米政策、それから直接支払交付金、変動補填交付金と、この3つの米の関係につきまして、特に大きくクローズアップされたところでございます。中でも、御案内のとおり、この②と③、米政策の部分と米の直接支払交付金、これにつきましては、新聞紙上等

によりますと、例えば減反の廃止であったりとか、もしくは減反補助金ということで1万5,000円というのが非常にクローズアップされてございましたけれども、この部分の議論でございます。また、もう一つ、例えば飼料用米に対する手厚い助成というようなものが新聞等でも出てございましたけれども、この部分につきましては、そのⅢの①ということで直接支払交付金、これにかかわる部分でございます。

こういうような大枠の中での見直しということでございますが、中でも、下4つ分の米の部分につきましては、2ページ以降で、また詳しく御説明させていただきたいというふうに考えてございます。

2ページをごらんいただきたいと思っております。

2ページにつきましては、A3の大きな資料となっておりますので、開いていただきまして見比べていただきたいと存じます。見ていただいて、向かって左側が現行制度にかかわるものでございます。現在の制度につきましては、この上のほうに括弧書きで掲げてございますけれども、国のほうから都道府県に対しまして生産目標数量ということで、つくってもいい米の数量が配分されてまいります。その、つくってもいい米の数量というものを行政、いわゆる県段階から市町村段階を通じて、各生産者の方々に目標数量という形で配分をさせていただいているという状況でございます。いわゆる生産調整ということで、現在は米の生産目標数量、つくってもいい米の面積を配分させていただいておりますけれども、それを守っていただくということで、そのメリット措置といたしまして、米の直接支払交付金、それから変動補填交付金というものが措置されるということになってございます。

その具体的な内容につきましては、現行の制度の枠組みのところを見ていただきますと、まず大きくは米づくりと生産調整への助成という2つの制度に分かれてございます。

米づくりの部分につきましては、米の直接支払交付金、先ほど申し上げました10アール当たり1万5,000円というものでございますが、いわゆる米を生産目標数量どおりにつくっている方々に対して、そのお米をつくっている面積について1万5,000円を支払うというものでございます。この直接支払交付金につきましては、そこに掲げてございますけれども、昨年度、本県では15億7,000万円という実績額となっております。

一方、米価下落対策ということで、米価変動補填交付金というのがございますけれども、これについては一定の価格を下回った場合というところで補填されるものでございますが、この部分につきましては発動が23年以降はないという状況でございます。

また、その下の生産調整への助成でございますけれども、全国一律の助成と、下のほうに掲げてございます地域の創意工夫による助成という2つの助成がございます。まず上のほうの全国一律の助成でございますが、御案内のとおり、飼料用米であったりとか、WCS用の稲、こういったそれぞれ品目が限定されてございますが、それに対しまして、例えば飼料用米であれば現行8万円の助成が行われていると。また、御案内のWCS（ホールクroppサイレージ）につきましても、同じように8万円の助成が行われているという状況でございます。また、加工用米についても2万円ということで、それぞれ助成単価が全国一律で決まっております。それに二毛作の助成ということで、1つの田んぼで

2回物をつくれば、2回目のところにも1万5,000円が出たりとか、耕畜連携ということでこういう助成が出てございまして、この全国一律の部分でトータル約60億強の支払いが行われているという状況でございます。

また、それに加えて、その下の地域の創意工夫ということで、産地資金というのがございまして、この中で県設定なりというものが行われているという状況でございます。

これが、現在わかっている範囲でございますけれども、先ほどの国の見直しの中でどういふふうになるのかということで、右側のほうをごらんいただきたいと思っております。

まず、大きな目標といたしましては、配分の方法でございますけれども、5年後をめどに、国が策定する需給見通しを踏まえて、それぞれ需給に応じた生産が行えるように取り組むということで、確かに目標数量の配分というような文字というのは消えておるところでございます。これをもって減反の廃止なり、こういったところが出ているのではないかとこのように考えておるところでございます。

このような状況の中で、下の新たな米政策の助成措置の部分でございますが、米づくりにつきましては、先ほど申し上げました米の直接支払交付金1万5,000円が7,500円に減額されると。これが29年度まで継続されると。5年後の、いわゆる30年産では、これが廃止をされるということが現段階ではわかってございます。米価下落対策については、この制度としては廃止をされるということでございます。

また次に、生産調整への助成。この中では全国一律の助成というものの中で、先ほど申し上げましたWCS用であったりとか、例えば麦、大豆、飼料作物、加工用米につきましては、変

更なしということで聞いてございます。また、米粉用米であったりとか飼料用米ということで、ここに掲げてございますように、これまでは8万円という定額であったところでございますけれども、5万5,000円から10万5,000円ということで幅が出たというところでございます。これにつきましては、8万円というのが一つの基本にはなるわけなんですけれども、収穫量に応じて助成額が増減される、いわゆる一定の収量を上げた場合には8万円から上乘せがされるということで、上限が10万5,000円で、一定の収量に満たなかった場合には減額をされるということで、下限が5万5,000円というような表現になってございます。

二毛作助成と耕畜連携については、現行どおりということでございます。

また、地域の創意工夫による助成につきましては、「産地資金」という名称から「産地交付金」という名称に変わるということでございますが、その具体的な内容については、まだ全体がわかっていないという状況でございます。ただ、現段階でわかっておりますのは、米印にございますように飼料用米と米粉用米、もしくはその加工用米について、一定の加算措置がこの中で行われるというようところがわかっているところでございます。

この取り組みにつきましても、今後、「水田フル活用ビジョン」というようなものを地域ごとに策定することが一つの要件ということになっているところでございます。

また、この配分につきましては一番下のところに掲げてございますけれども、平成25年の配分が左下のほうに掲げてございますが、本県に対しまして9万9,130トンという配分でございますけれども、全国的な米の消費減退、もしくは

は米の在庫の過剰というようなところを踏まえまして、26年につきましては4,660トン減の9万4,470トンということで、先日、配分が県に対して行われたところでございます。

一応こういうような対策の概要でございますけれども、これを進める上での検討事項ということで、次の3ページをごらんいただきたいと存じます。

3ページでございますが、新たな米政策を進める上での検討事項でございます。

先ほど2ページのほうでも御説明申し上げました「地域水田フル活用ビジョン」と、こういったものが助成のいわゆる前提となりますので、このビジョンにつきまして県内全域での策定をするということと、あと、米と米以外の作物を組み合わせた生産性の高い水田農業の確立に向けて、以下の項目を検討してまいりたいというふうにご覧いただいております。

大きくは、米づくりの部分と生産調整、先ほどの区分と同じでございますが、まず(1)の米づくりの部分につきましては、やはり水田の担い手の経営規模の拡大なり、それから農地の集約というところに向けて、「人・農地プラン」や農地中間管理機構の制度の活用を進めてまいることが必要ではないかというふうにご覧いただいております。また、2つ目のポツにございますように、稲の品種や用途ごとに作付の団地化を図りたいというふうにも考えておるところでございます。あわせまして、2つ目の大きな丸でございますけれども、需要に応じた多様な米づくりの推進ということで、やはり需要のある米につきましては的確に作付を行っていきたいということで、JA米であったりとか、もしくは飯米というところも含めて、需要は確実にあるというものにつきましては作付を行い

つつ、それ以外のものについては、いわゆる主食用米以外の米であったりとか、ほかの作物への転換を進めていく必要があるというふうに考えておるところでございます。

また、(2)に掲げてございますように、いわゆる受け皿となる生産調整の部分につきましては、県内で確実に需要が見込まれます加工用米への作付誘導と、こういったものをまず第一にしていきたいというふうに考えてございますし、また2つ目の丸にございますように、その加工用米につきましては、多収性の品種であったりとか、コストの低減技術の積極的な導入と、こういったものを図っていく必要があるというふうに考えておるところでございます。

また、飼料用米につきましては、これは確かに、最高で10万5,000円というところはございますけれども、例えば配分単収を上回るような収穫量が見込まれる地域、圃場について作付を推進することが必要ではないかというふうに考えておるところでございます。

また、4つ目の丸にございますが、それ以外のWC S用の稲であったり飼料作物につきましては、やはり生産の拡大なり団地化というのも必要でございますし、施設園芸につきましては、規模拡大なり団地化と、こういった取り組みも進めていかなければならない。あわせて、加工・業務用野菜等の産地育成と、こういった観点も必要だというふうに考えておるところでございます。

こういうさまざまな検討課題を踏まえつつ、今後のスケジュールでございますけれども、先般、全国の都道府県の担当者会議ということで、先ほど御報告申し上げましたように26年産の生産目標数量の配分なりの概要説明を受けたところでございます。今後、来週になりますけれど

も、12月11日に県の「農業再生協議会」と、こういったものを開催いたしまして、市町村への配分を決定していくというような予定となっております。また、それを踏まえまして、翌12日には、「市町村・JA主管部課長会議」ということで、市町村ごとの配分数量をおろしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

最後に、米印でございますけれども、先ほど申し上げましたように、例えば産地交付金の概要につきましては、まだ詳細にわかってないところがございます。こういう支援の具体的な内容が判明次第、振興方針につきまして、市町村、JA等に説明を申し上げたいというふうに考えておるところでございます。

農産園芸課からは以上です。

○河野農村整備課長 農村整備課でございます。

引き続きまして、同じく別冊②の資料のほうで御説明させていただきます。

まず、1ページをごらんください。ただいまと同じ、別冊②の資料になります。

日本型直接支払制度につきましては、右上にございますように、見直しのポイントとしまして、新たに地域内の農業者が共同で取り組む地域活動のコストに着目した新たな制度として創設されるものであり、これから具体的に御説明いたしますが、新設される農地維持支払と、図にもありますように、農地・水保全管理支払を組み替える資源向上支払の2つで構成されるものでございます。

では、次に4ページをお開きください。

本制度につきましては、先月、その骨格がようやく示されたばかりであり、詳細な制度内容が明らかにはなっておりませんが、これまでの国からの情報から、制度の概要について説明さ

せていただきたいと存じます。

まず、1の概要としまして、産業政策である経営所得安定対策の見直しにあわせて、国土保全や水源の涵養、景観の形成など、農業・農村が有する多面的機能の維持・発揮を図るため、地区内の農業者等が共同で取り組む地域活動に対して支援する地域政策である直接支払を創設するものであります。

なお、丸にございますように、取り組みに当たって、活動組織をつくり、維持管理の目標を含む協定を市町村と締結することや、平成26年度は予算措置とし、平成27年度から法律に基づく措置とすること、また、5年後に支払いの効果や取り組みの定着状況を検証し、施策に反映すること、さらには中山間地域等直接支払と環境保全型農業直接支援は、基本的な枠組みを維持することが示されております。

2の制度の内容といたしまして、まず(1)の今回新設される農地維持支払についてであります。活動内容としましては、次のアとイの活動を実施する必要があります。まず、農業生産資源の基礎的保全活動としての農地の保全管理、水路の泥上げや農道の草刈りなどと、多面的機能の維持・発揮を支える地域活動としての集落機能の強化などであり、活動組織としましては、地域の農業者等で構成される活動組織が必要となります。なお、対象としましては、農振農用地区域内の農用地や、そのほか市町村が多面的機能の維持の観点から必要と認める農用地とされております。

次に、(2)の現行の農地・水保全管理支払の組み替えとなります。資源向上支払についてであります。活動内容としましては、次のアとイの活動を実施する必要があります。まず、農業生産資源や農村環境の質的向上を図る共同活動とし

ての施設の軽微な補修や良好な景観形成などと、多面的機能の増進を図る共同活動としての防災・減災力の強化、農村環境保全活動の幅広い展開などであり、活動組織としては、農業者以外の地域住民を含む活動組織が必要となります。

続きまして、5ページをごらんください。

(3)にありますように、国と地方を合わせた10アール当たりの交付単価は、農地維持支払については、田が3,000円、畑が2,000円、草地在り250円であり、資源向上支払については、田が2,400円、畑が1,440円、草地在り240円ありますが、地方負担については、現時点で、具体的な内容が示されておりません。

なお、米印の1にありますように、現行の農地・水保全管理支払交付金につきましては、制度の維持・継続について、国のほうで調整が図られているというふうに伺っております。

説明については以上でございます。

○山下委員長 以上で執行部の説明が終了いたしました。

報告事項について質疑を承ります。

○緒嶋委員 新たな米政策の概要についてですけど、これは、生産数量目標はこの5年間は立てるわけですか、26年度だけですか。

○日高農産園芸課長 現段階では、26年産については同様にということになってございますけれども、徐々に、いわゆる情報提供という形に名前は変わっていくけれどもという状況かというふうに考えてございます。

○緒嶋委員 それと、飼料用にしたら補助が最高で10万5,000円になるということですが、価格はどういうふうになるわけですか、飼料を出した価格。飼料をつくれればじゃけど、それはどこかに出さなきゃ、あれじゃろ。それを農協なら農協が出荷するという、その出荷したものの価格

というのはどうなる。

○日高農産園芸課長 今後の価格については、ちょっと判断ができないところではございますけれども。例えば24年度の例で申し上げますと、24年度につくられました飼料用米、県内でもございますけれども、これにつきましては、いわゆる農家の販売額ベースで申し上げますと、玄米1キロ当たり30円で販売がなされているということでございます。

○緒嶋委員 それでどれくらい——大体10アール当たり500キロくらいあるじゃろうけど。

○日高農産園芸課長 今言われましたとおり、例えば10アール当たり500キロということで見たときに、10アール当たりの販売代金が1万5,000円ということになろうかというふうに思います。

○緒嶋委員 それで、問題はつくるかどうかというのがあるわけですよ。それと、宮崎県の田んぼ全部に植えたとすれば、食用が9万9,000トンであったのが、宮崎県の田んぼに全部米を植えたとしたら、生産量はどれくらいになるわけ。減反をなくしたということていくと。

○日高農産園芸課長 県内の水田面積、いわゆる私どもで把握している台帳上の面積が大体3万5,000ヘクタールほどございます。500キロということで、平均をとったとしたときに、17~18万トンぐらいになろうかというふうに考えています。

○緒嶋委員 今、日本で飼料用米というのは20万トンぐらいしか生産しちよらんというような話も聞く。需要としては450万トンぐらいあるだろうというわけで。これを全部つくって、今度は畜産の段階で、米というのは牛の飼料として適当かどうかという問題。それと鳥やら、豚まではあるかなと思うけど、このあたりの需要とい

うか、そこ辺の見通しというのはどういうふう

に考えておるの。
○押川畜産振興課長 飼料用米の家畜への利用可能量ということになります。先ほど委員のほうからありました450万トン、国のほうが積算しております根拠は、例えば採卵鶏でいいますと配合飼料の2割、ブロイラーでいきますと半分、50%、先ほど出ました牛、これは肉牛ということで聞いていますが、3%ということでございますので、今農水省の試算の中では、それぞれのパーセントまでは配合飼料に入れても、家畜の状態には問題ないというふうに聞いております。先進事例でいきますと、これを徐々に徐々にやらして、ふやしていったときには、牛であっても半分近くやっているという例もございますので、これは今からのいろいろな検討材料になろうかと思えます。

○緒嶋委員 牛の場合は、繁殖牛はかえって障害というか、受胎率が悪くなるんじゃないかなというから。肥育の場合はいいけど、繁殖には適さんのじゃないかと思うけど、そのあたりはどうなの。

○押川畜産振興課長 繁殖牛、もしくは子牛につきましては、いろいろな飼料設計の段階で計算をし直しませんと、従来の餌とは内容が異なりますので、委員のおっしゃるとおり、利用については慎重にやっっていこうと思っています。

○緒嶋委員 それと、生産をふやせば、補助が10万5,000円、生産が少なければ5万5,000円ですよという中で、果たしてキロ30円で、生産者がこれを言われても、つくったものがわずか30円ぐらいならというような心理状態——補助金はいくらもらうけど、人間の心理状態というのものもあるわけですよ、生産者の。そういうことを考えたら、果たしてこれがうまくいくかと。

逆に、仮にみんなが出荷しても、これを倉庫には入れたが、1年目はいいが、2年目から、畜産農家がそれを利用せにや、倉庫にはストックとして残るわけですよ。流通がうまくいくかどうかというのも一つ。1年目はうまくいくけど、できた飼料米をうまく豚や鳥、和牛なんか利用すればいいけど、利用しなければ、どこかにストックとして残るわけですよ。そしたら、倉庫の流通体系もうまくいくのかなという気もするわけだけど、これはうまくいくわけかな。

○押川畜産振興課長 今抱えております飼料米の課題というのは、まさに委員おっしゃられたようなことで、1つは、先ほど申しました価格です。それと、今申されました流通。これは先進事例でいきますと、どういった商品売るか、例えば米を食べさせた鳥の卵でありますとか豚の肉といったことを見据えた上で、流通のところまで考えた例というのは、非常にうまくいっている例もございますけれども、例えば450万トンを一週にということになりますと非常に問題があるかと思しますので、それぞれの使い方、それと現場での状況に合わせて、それぞれ注意してやっていかなければ、なかなか進まないということになるかと思えます。

○緒嶋委員 宮崎県の場合は焼酎の需要がかなりあるわけで、焼酎の加工米に持っていく方法を、私はやはり方向としては、当面ですよ。それと、和牛の人は恐らく、余り米を、そう簡単には、肉質がどうなるかというのも試験をおるわけじゃないだろうと思うから、問題があるので、焼酎の原料としての加工用米なんかをふやすべきだと思う。地産地消的な発想にもなるわけで。そのあたりの考え方は、農政水産部としてはいいのかな。

○日高農産園芸課長 まさに今、委員から御指摘いただいたとおりでございます。先ほど申し上げましたように、飼料用米がキロ30円ということでございます。加工用米につきましては、昨年と同じような例で申し上げますと、キロ当たり160～170円の間で、同じ引き取りがされているというような状況からしましても、御指摘のように加工用米を振興すべきというふうにご考えておるところでございます。

先ほど御説明いたしました別冊資料②の3ページ目にもございましたけれども、生産調整の中で、県内で確実に需要がある加工用米への生産誘導というものを、まず第一に進めていけないかというふうにご考えておるところでございます。

○緒嶋委員 それじゃないと、キロ30円で、米の農家がつくれれば10万5,000円の補助がありますよと言っても、なかなか生産する人は——補助金に頼るといってあれですが、米をつくる人は、やっぱり生産者としての誇りもあるわけですよ。そうすると、30円というのは、補助はもらうけど、いろいろ考えた場合には、そういう意欲的に生産する気持ちになかなかならないですよ。売った価格が幾らかというのが、コストもそれぞれ、中山間地はなかなか、条件不利地域の中では容易ではないと思う。

それと、仮に牛を持たない人がWCSにした場合にはどうなるか。これはどうなっておりますか。和牛の人はWCSはいいけど、家畜はいない、牛を養わなくてWCSになると、契約かなんかすればそれはできるわけか。

○日高農産園芸課長 新たな制度の部分につきましては、まだ今後の話かと思われましても、これまでの状況からしますと、そういう畜産をやっつけられない、家畜を養って

らっしゃらない方がつくったとしても、そこで飼料供給契約というものをしっかり結ぶことによって助成の対象になるというのは聞いてございます。

○緒嶋委員 恐らくWCSのほうが、米は実をとらんでいいわけなので、つくるのにはいい。だから、そういう流通も、ある程度行政が加勢せんと、なかなかその流れはうまくいかんのだらうと思うんですね。一々、畜産農家に、牛を養ってないから、私のところの田んぼのわらをWCSにしますから買ってくださいと。その値段もあるじゃろうけど。これで10万もらえれば、飼料米へ出すよりは、そのほうがよほどコストが安くなるわけですよ。そういうことを考えると、いろいろな手法を考えていかんとなかなか、この新たな米政策というのは、生産者の立場から言えば容易な制度じゃないと。

また、今度は減反政策で、今まで来たのと全然違うわけだから、やはりこれは1年目は行政が肩入れというか、市町村を含めて、相当指導力を発揮していかんと、なかなかうまくいかなのじゃないかというふうに思います。また、場合によっては、これがうまくいかなければ、もう米なんかつくっては合わんと。10万5,000円もらうよりも、そのままほったらかすよというような、それか放棄水田が、放置水田になると。耕作放棄地になるという懸念も私はあるし。

逆に、米の価格、食用価格、米がどうなるのかという問題も当然出てくるわけですよ。それは、これをつくるよりも、米の9万5,000トンのほうにみんながそれに持っていくというと、配分の問題を含めて、なかなかこれは容易じゃないんじゃないかなというふうに思うんですが。9万4,470トン、これは守らにゃいかんわけでしょう。

○日高農産園芸課長 この来年度の需給状況を見たときに、本県では9万4,470トン、この量というのがつくっていいよということでございますので、最大限これはつくってもいい量というふうに考えてございます。

○緒嶋委員 そうすると、希望者がこれに集中した場合はどうなるんですか。

○日高農産園芸課長 みんなが、いわゆる主食用米をつくりたいというような状況になった場合には、配分ということでございますので、市町村とも連携しながら、従来であれば、その範囲内におさめていただくように対応をお願いをしているという状況でございます。

○緒嶋委員 だから、ここあたりを相当考えた配分の中で、米全体が、この10万5,000円もらうからというだけでは、私うまくいかなのじゃないかなということも考えますし。特に平場の条件のいいところはいいけど、中山間地はなかなか、そのために直接支払制度というか、デカップリング的なものも出てきたのかなという気もするわけですよ。

1年目が一番重要だと思いますので、これは、まだ今から詳細については国との調整が必要ということでありますので、このことについてはいろいろと宮崎県の置かれておる立場というのを国のほうに伝えて、やはり米作の皆さん方が安心して耕作を、転作を——このとおりにいけば、これは御の字ですけど、私はなかなかこうはいかんのじゃないかという懸念を持っておりますので、いろいろと課題解決のためには頑張っていたきたいということをお願いしておきます。

それと、もう一ついいですか、5ページの直接支払の中で交付単価ですけども、この共同活動支援、向上活動支援、農地維持支援は、全

てこれをやれば、これはトータルとして加算できるわけですかね。

○河野農村整備課長 5ページの表になろうかと思えますけど、左手のほうが現行での農地・水での支払ということになりますので、来年度以降につきましては、見直し後、右手のほうの支払になります。ですから、農地維持支払、そしてあわせて資源向上支払に取り組めば、両方の金額が交付されるというようなことになりません。

○高橋委員 今話題になっていますので、まず経営所得安定対策等をお尋ねしますが、これまで、米と米以外の作物を組み合わせたとはいわずとしてきましたよね。とにかく、転作を推進ということで、なかなかそれがうまくいかない、この何十年なんでしょうけど。

ただ、今回、一番特徴的なのは、この2ページにあるように、5年後は、いわゆる支援がゼロということですよ。ここが今までとの大きな違いだと思うんです。5年後ゼロということで理解して、違うんですかね。それで、5年後ゼロということで理解したんですけど。米づくり、いわゆる29年産までの時限措置でしょ、7,500円で。間違っていたら、後で説明してください。だから、この5年の間に、生産調整への助成ということで、いわゆる主食以外のところを育てなきゃいけないということで、こういうことなのかなということで理解しました。

○日高農産園芸課長 今、委員から御指摘いただいた中で、確実に5年後に廃止されるというものにつきましては、例えばここで言う米づくりの7,500円、この部分については確実に廃止ということで出てございます。

ただ、もう一つ、いわゆる生産転作の助成金と言われる、例えばWCSをつくったりとか、

もしくは加工用米をつくったりとか、こうした場合の助成の部分については、現段階では触れられていないというところがございます。

○高橋委員 私は、そういう意味で今申し上げたんですけど。

それで、何でこの生産調整の助成で5万5,000円から10万5,000円があるのかなというふうに思ったのは、結局は、これまでも捨てづくりというのがあったんですよ。だから、真面目にやっている人はちゃんとやってるんですけど、そういう人たちのためにというか、そういう人たちには満額やりませんよということで5万5,000円というのがあると思うんですけど。

加工用米は、やっぱり一つ魅力だと思うんですよ。結局、160円か170円とおっしゃいましたよね。ということは、160円で反当8万じゃないですか。ということは18万5,000円ですよ。私も、これをつくりたいぐらいの、いわゆる魅力があるから。やっぱりここは、現在、需要はあるわけだから、そこに宮崎県産の加工用米がどれだけ提供できるかですよ。あと、コストの分とかあるんでしょうけど、そういうところをしっかりと、今後、農家に制度を理解してもらって指導していくということが大事かなというふうに思いました。

それと、先ほど全国の需要見通し、一番下の配分方法ですけど、宮崎は配分が全国と比べて率的に低いじゃないですか。ということは、宮崎県の需要というのは全国的に落ちていると理解をせにゃいかんでしょうかね。

○日高農産園芸課長 宮崎県の需要云々というその前の段階なんですけれども、先ほど左側のほうで25年の配分量が9万9,130トンという御説明をさせていただいたところなんですけど、現実的に本県の場合には米をつくるというよりも、

いわゆる転作作物というもののほうが定着をしてございまして、本来、9万9,130トンつくってもいいんですけれども、そこまで十分、米がつくられていないという状況がございます。実質、その生産量自体が少なくなっていると、過去です。そういったところがあって、配分はしたけれども、生産量が少ないので、それに応じて、徐々に配分量が少なくなっているというのが現状でございます。

それともう一点、先ほど委員がお考えを御説明される中で、加工用米が販売額で8万円で、助成金を合わせて18万5,000円と言われたんですけれども、ちょっと考え方が違ってございまして、あくまで米粉用米と飼料用米については5万5,000円から10万5,000円の範囲内であります。私どもの資料の記載の仕方が不手際で申しわけございませんけれども、飼料作物であったりとかWCSというのは、変更なしというのは、いわゆる現在に比べてということで、8万円がベースになってございます。加工用米は、現段階で言いますと2万円ということですので、そこまではちょっといかないという状況になるかと思えます。申しわけございません。

○高橋委員 ありがとうございます。私が勘違いしてました。

ただ、加工用米は、いわゆるつくり方ですよ、ここによって、その手取りというのはふえるわけだから、これから指導する行政側としての課題だと思うので、そこをしっかりとやっていただきたいと思えます。

また戻りますが、今の需要の見通しの関係で、これだけつくっていいですという目標があるわけですけど、結局この分にしか、7,500円という予算というのは支出はしないわけです。だから、いっぱいつくりたいという人たちは切らないか

んわけでしょう。ということは、つくっていい目標というのは定めないかんわけだから、集落で決めるのか個人で決めるのか、いろいろやり方があるんでしょうけど、やっぱり個人に割り当てというやり方をせざるを得ないでしょうね。そういう考えでいいでしょうか。

○日高農産園芸課長 少なくとも26年度につきましては同じように配分ということでございしますので、今後、県段階のほうから市町村段階に、そういう市町村ごとの数量というのは配分させていただいて、今度は市町村段階から生産者の方々に、今、委員から御指摘いただいたような配分というものが行われるものというふうに考えております。

○高橋委員 わかりました。

それと、13ページですけど、外食メニューの不適切表示の関係で、もう和解いただいた方に対しては、これは本当に申しわけないんですが、県内で判明した店舗というのは、いわゆる自己申告なのか摘発なのか、そこをそれぞれ教えてください。

○和田食の消費・安全推進室長 我々が把握しているところでは自己申告、いわゆる記者発表というような形で判明しておるというふうに考えています。

○高橋委員 余り言いたくはないですけど、自己申告をしてないお店があるかもしれませんね。それが一つありますけど。

それと小売店対策も、今のところ出ていませんけど。先ほどの話になるんですけど、信じていいんですけど、いろいろと監視をする人たちがいるじゃないですか、何とかウオッチャーとかいろいろいらっしゃいますけど、そういう人たちの役割が非常に大きいわけで。だから、いろんな宮崎県産品がブランドで売ってあるやつが

偽装されたら、これはたまったものじゃありませんから、そういったチェック体制ですよ。今のところ、これは自己申告で出てきたからいいものを、まだ隠れた分があるかもしれない。そういったところを非常に心配するものですから、その対策を少し聞きたいと思いますが。

○和田食の消費・安全推進室長 この外食メニューの不適切表示というのは、例えば2番で上がっている部分は、いわゆる外食産業なんですよ。これにつきましては、15ページをごらんください。今起きている事案というのは景品表示法違反ということで、この所管は総合政策部になるんですけども、委員がおっしゃったように、自主申告しなければわからないこともあり得ます。

そして、私ども農政水産部が所管しておりますのが、3番目のところですが、JAS法というのがございます。JAS法は物を販売する場合に、先ほど委員がおっしゃった小売店舗なんかは、こういう表示がちゃんとされているかとかいうことで、今私どものほうでは各地域ごとに農林振興局がございます。そこで、担当職員が各地域の巡回調査をやっておるところでございます。現在、11月17日時点で、大体350店舗ほど回っているという状況がございます。一応年間の目標580件以上は回って、チェックをしようというふうに考えております。

それと、国のほうでは農政局のほうに、いわゆる食品表示Gメンという方々が全国で約1,400名いらっしゃいまして、この方々が各店舗等を巡回してチェックをされておると、こんな状況でございます。以上でございます。

○高橋委員 しっかりやっつけたいと思います。今回こうやって適正表示の徹底について文書で指導されたわけですから、これはよかつ

たと思うんですね。このことによって受けた側はそれなりの自覚を持たれたらと思うし、今後ともタイミングを見計らって——立入調査までどうなるか、ちょっとあれですけども——監視はいろいろと強化をしていただきたい。よろしくお願いします。

○横田委員 新たな米政策についてですけど、これからの5年間は、まだ割り当てがあるという話でしたが、それが過ぎたら実質的に減反廃止ということで、自由に米づくりができるというふうなイメージだと思うんですけど。これまでは割り振りがあったからやれたと思うんですけど、これからは需要のある米については作付を行って、それ以外については他作物への転換を図っていくということなんですけど、割り当てがない状況の中で、それを誘導していくのは非常に難しいような気がするんですけど、具体的にどのようなイメージで考えておられるかを、ちょっと教えていただけますか。

○日高農産園芸課長 今、委員御指摘にありましたように、例えば5年後、いわゆる配分という行為がなくなるということですが、一方では、2ページに掲げてございますように、いわゆる国が策定する需給見通しというものがあるということですが、これは、平成16年からの米政策改革大綱という時期がございました。これも同じように米の需給見通しというものを示して、それに基づいて各県が、各市町村、もしくは県ごとのいわゆる需給見通しというものに基づいて、生産調整というものを実施してきた時期がございます。基本、イメージ的には、そういうようなイメージではないかというふうに考えてるんですけども。ただ、そのときと大きく違うというか、現段階で不明なのは、あの時点では、転作作物、いわゆる米以外の作物

に対する助成というのがちゃんと措置されているということが明確になっておりましたので、当然そちらのほうへの誘導というのが確実にできたわけなんですけれども、現段階では、先ほど来御説明申し上げていますように、5年間についてはわかってるんですけども、それ以降の部分というのが、まだ明確になってないところがございますので、その間に国のほうも定着状況を見ながら今後考えるというところも一部残してございますので、そういった取り組みを見ながら、本県として、いかに水田農業を確立していくかという観点から考えていきたいというふうに考えているところです。

○横田委員 それと、ホールクroppサイレージ、今でもかなりつくられてるんじゃないかと思うんですけど、これからの畜産、牛の伸びを考えたときに、そのホールクroppサイレージの作付というのは、まだ伸び代がいっぱいあると見ていいんでしょうか。

○押川畜産振興課長 いわゆるWCSの需給状況でございますけれども、現在でも地域によってはかなり余っている地域、それと全然足りない地域とございますので、今後はその辺の地域間での流通といいますか、それも含めてやっければ、まだ、今の段階としてはかなりつくれると思っています。ただ、九州管内で、例えば北部、佐賀県あたりになりますと、かなり余っているという情報も聞いておりますので、その辺はうまく流通に乗せていきたいと考えています。

○横田委員 もう一つ、施設園芸については規模拡大とか団地化というふうに書いてありますけど、成長産業推進会議の8ページの図を見たら非常にわかりやすいなと思うんですけど、こういう状況になるのが一番いいと思うんですけ

ど。当然、ハウス移転をするには相当のお金がかかると思うんですけど、その移転をするときには、移転費用をちゃんと助成するということになるというふうに考えていいわけですね。将来のことですから、ちょっとわからんかもしれんけど。

○鈴木農政企画課長 おっしゃるとおり、ハウス移転ということは、方向性としては、皆さんそういうふうにおっしゃいますけれども、なかなか現実問題として動かないというところがございます。現在、ハウスの新設とかいうことに関しては国庫事業もございまして、県単の事業とのすみ分けというものを行っているんですけども、具体的にこういうふうに移すということに関して、現時点でなかなかこれといった事業というのがないというのは事実でございます。今後どのぐらい需要が出てくるかと、見込みが出てくるかということにもよりますけれども、そういったものを少しでも進められるような支援制度というものを考えていきたいというふうに思っております。

○蓬原委員 今の米に関してですけど、原点に戻るようですけども、5年以内に米の減反の制度をやめるということ、そもそもの米政策の変更。所得政策としてもいろんなことが、その分こっちをつくったら所得が確保できるよというようなことになっているわけですよ。一方では、水田フル活用ということで、水田はちゃんと残そうということです。

ところが、実際には人口減少が起こり、当然その中で米の消費も減っていく、肉も減っていくだろうと、飼料作物も当然その分が減っていくだろうという中で、この新たな米政策、減反をやめるという、この根本の国の思想はどこにあるんですかね。この前、中野議員はT P P対

策ではないかというそういう話もしてましたけど、そのこのところはどういう説明が行われてるんですか。

○日高農産園芸課長 その部分につきましては、今回の具体的な理由というところについては、あくまでもこれまでのいわゆる配分という形ではなくて、先ほど委員からも御指摘がありましたように、人口が減少する中で、やはり売れる米の部分と売れない米の部分、もしくは米が余ってくる部分というのを、どこかの段階で需給調整をしていかなきゃいけない。それに国が今までどおり関与するのか、それとも民間に任せるのかというような中で、以前、平成16年の段階の話でございすけれども、あの段階でも、いわゆるネガということで、米をつくらない面積を配分していたものを一気にひっくり返して、つくっていい米の数量の配分というのに大きく変わった時期があったんですけれども、あのとき、私どもが聞いておりましたのは、米が、例えば青果物と同じようになるというような非常にわかりやすい言葉だったんですけれども、そういうような状況というものを想定しているということでございました。

もう一つは、今回の助成体系の中でも、自給率向上につながるような、例えば飼料作物であったりとか飼料用米であったりとか、こういうようなものの助成単価というものを据え置いたりとか維持したりとか、そうするものの中で、やはり自給率向上——いわゆる米の需給自体は民間の中で需給調整を行いながら、必要な米の量というのは生産するけれども、それ以外の部分については、やはり自給率向上に向けた作物を推進するというようなところの考え方が見てとれるところでございます。

○蓬原委員 ということは、今、野菜というこ

とが出ましたけど、野菜と同じ考えということですよ。ある意味、相場物ということですよ。相場が上がれば、いっぱいつくるし、相場が下がれば、人はつくらんということになってくるので、そういう中で需給調整をしようということですね。そこが国の根本的な考えだと。

考えようによっては5年後というのが、私が見るに、恐らく5年たつと、今、農業をやっている人たちというのが高齢化でかなりやめていくと。少なからず今後5年の間は、その人たちのために、米を一生懸命つくって文化としてやってきた人たち——さっきプライドの話も出ましたけど、急に飼料用米には、30円するものを、10万円もらえるからつくろうという、やはり農民としてのプライドもあるので、特に長くやってきた人たちは、急に変換はいかんだろうと。だから、5年間は半額になるけれども、そのこのところは保障して、プライドも保ちながら、自然にソフトランディングをしていこうと、そういうことなのかなというふうに、私はこの5年という数字を見たりするんですけど。それは農家が、これまで一生懸命米をつくってきた人たちが減るのは仕方ないこととしても、そういうことで胃袋の数——胃袋は、これは誰でしたか、二見議員が言っていましたけど——胃袋が減っていくわけだから、消費量は当然減っていくと。

しかし、一方では、水田をフル活用しようという、いざというときの食糧安保という考え方もあるだろうし、宮崎県としてはやはり殖産興業ですよ。宮崎県として、企業誘致をわざわざしなくても、こういう農業という大変な基幹産業があるわけだから、これをうまくやっつけばそこに当然いっぱい人が来て、この人口減少社会に歯どめもかけられて宮崎県が盛んになるという、そういう観点もあるでしょうからね。

そうなったときに、じゃあ何が必要なのかなと。フル活用しようとしても、担い手がないことには、あるいはその土地をうまく集約するための機関をつくって貸し借りをやろうとしても、借り手がないと、これは荒れていくしかないわけですね。

そうすると、何が必要かとなったときには、そういう所得が減らないための対策は、今、ここにメニューがいろいろ設計がされているけれども、実際、そのメニューを利用して、この水田をフルに活用する人をどう確保するかという、ここが大きなポイントになるのかな。それは、今の個人でやっている若い人たちが規模拡大することであったり、あるいはそれは集落営農——集落営農といっても、これは見通しが暗いですよ、そこに住んでいる人たちが年をとって行くわけですから。営農方針なのか、あるいはここに企業参入を認めるかという話になるんでしょうけれども。こここのところにこれから力を入れていかないと、幾らメニューをつくって、この水田フル活用ビジョンをつくっても、結果的には絵に描いた餅にしかならんのかなという気がずっとしてしまっていて。まだまだこれをいろいろ考えながら、情報を見ながら、この米の政策の転換というのはどこに意味があるのかなと思っているところです。

したがって、後継者というか、担い手というか、そここのところへ力を入れるべきじゃないかなと。そここのところの政策も一緒に出てこない、メニューだけできても、実際は絵に描いた餅になるんじゃないかという気がしてるんですが。さっき緒嶋委員から出てましたけど放棄水田ですか、そういうのがどんどんふえて、水路もだめになって、結果的にはフル活用なんていう時代じゃなくなるんじゃないかなという気が

してるんですけれども。そのあたり、ちょっと感想があったら。感想でしかないかもしれませんが。これは国がつくる設計でしょうから、その設計に我々がこっちから、その設計はこうしてください、ここにビスをつけてくださいとか、そういうことしか言えないのかもしれませんが。ちょっとお考えを、宮崎県としての基幹産業、農業を守るという意味では。

○山下委員長 誰に聞かれますか。

○蓬原委員 突然ですから、どちらからでもいいです。

○日高農産園芸課長 今まさに委員のほうから御指摘いただきましたように、まだ詳細はわかってございませんが、助成の枠組みは整いつつあると。そういった中で、それを活用する方々というのが非常に重要だという認識は同じでございます、資料の3ページにもございましたように、(1)に書いている中でもそうなんですけれども、やはり担い手の育成なり、それから効率的な生産体制の確立というものの中で、人・農地プランであったりとか、今後、設立が予定されてございます農地中間管理機構、こういう農地のやりとりと、こういった部分もしっかり絡めていきながら、取り組みを進めていかなければならないというふうに考えているところでございます。

○蓬原委員 そうですね。我々も、またいろいろ研究しないといけないことがあるので、またいろいろと情報も集めていきますけど。

直接支払制度の農地維持支払のウ、対象農地、「その他市町村が」とありますが、その他市町村が認める農用地というのはどういうことでしょうか。その前の農振内の農用地というのはわかりますけど。

○河野農村整備課長 具体的な説明のほうは、

まだ国から受けてごさいませんが。国の資料の中では、農振農用地区域内の農用地以外に、その他市町村が認める農用地ということで、言えば青地以外、白地等の農用地ということになるかと思うんですが。どういったものが対象になってくるのか、そこを市町村がどう認めていくのか、そこら辺については、ちょっと、まだはっきりしたところは聞いてごさいません。

○蓬原委員 ですから、恐らくこれも今、飛行機の設計をしてるんでしょから、尾翼にこうしてくださいとか、この部屋を設けてくださいとかいう要求をしていかにやいかんのでしょうか。

いわゆる中山間地の田んぼですよ、水田ですよ。だから、前の農振農用地区域内の農用地というのは、言うならばいい農地で、あとの宮崎県に大変数の多い棚田だったりとか、それから迫田だったりとか、そういうところをどうするかという大事なところじゃないかなと思いますので、宮崎県としてのこの農地の状況は皆さんが一番御存じなんでしょうから、しっかりそのあたりが……。

よもや、制度が決まってみたら、市町村が指定できる農地というのは制約があって、実際の中山間地の農地というのはほとんど——この前の宮日でしたか、現状の直接支払の対象になる地域は、実際は26%しかないとか、何かそんな話もありましたから、ひとつ、そういうことにはならないように。我々もわかりませんから聞いているので、できたら中山間地の農地は、基本的には全部できないと、宮崎県の農地は守れないということでしょうから、ひとつ情報収集を、またわかり次第教えていただくということをお願いしておきたいと思います。

○河野農村整備課長 今、委員のほうの御質問

の部分なんですけど、中山間地域でも、基本的にはほとんどの区域が、農振農用地の網のほうはかぶっているというふうに理解しております。

○蓬原委員 そうですか。かぶってる。ならいいですけど、かぶってるかな。

○緒嶋委員 この中山間地域というのは、支払制度は存続するという前提ですね。

○向畑地域農業推進課長 中山間地域の直接支払制度は存続いたします。

○緒嶋委員 それと、この農業の成長産業化に向けた提言ということで、これは中間取りまとめ、最終的な取りまとめの時期はいつになるわけですか。

○鈴木農政企画課長 この会議自体、ことし4回行いましたけれども、来年以降も継続的にやろうと思っております。そういった意味で、今の時点で、最終的にいつというのは決めておりませんが、今、想定しているのは来年の秋に最終的な議論として一応取りまとめをしたいと思っております。

○緒嶋委員 そうなれば、この取りまとめは次の振興計画に当然反映しなけりゃ、何のための、取りまとめかわからんわけで、そのあたりとの整合性というか、それはどういうふうに考えておる。

○鈴木農政企画課長 おっしゃるとおり、長期計画も23年につくりまして、5年で見直しというような意見もありますので、そういったところをしっかりと整合性を持ってやっていきたいと思っております。

○緒嶋委員 さっき人が大切だということがあった。人も、そこで生活できにゃ、人は残らんわけですよ。今は農村で生活できんから、人がいなくなる。だから、中山間地は特に生活できるような仕組みがないと。卵が先か、鶏が

先かというような感じにもなってくるわけで。人がおらにゃいかん、人を育てにゃいかんというけど、そこで生活できにゃ人は育たんわけですから、そのあたりを十分考えた政策でない。人の重要さはわかるけど、そこに残りたいけど残れないというのが今の中山間地。だから農業政策だけじゃなく、地域政策というか、地域振興と産業政策。

我が家において、農村の多面的なものを含めて、そこでほかに何か産業があって働きながら地域に残れば、農業も残れるわけです。農業というか、地域が。ところが、今はそれがなければ過疎地になり、限界集落になり、誰もいない。あと、残ったのはイノシシと鹿と猿だけしか残らんと、そういう地域が現実生まれつつあるわけです。

だから、そのことを考えながら、これは国土政策というか、国の政策が基本でないといかんわけですが。国土政策の中に県の政策があり市町村の政策が生まれてこんど、それは県だけの力で、なかなかやれるものではないし。だから、国の政策との整合性、市町村政策との整合性の中で、やはり振興計画を立てていかんことには、県がいかんこれをとりまとめても、なかなか限界があるんじゃないかなというふうにも思いますので、これはそういう全体の中で、国に対しては、当然言うべきことは言いながら、宮崎県としての立ち位置を考えながら政策をまとめていかんと難しいんじゃないかなという気がするんですが、そのあたりどうですかね。

○鈴木農政企画課長 緒嶋委員がおっしゃるとおりだと思っております。

若干御紹介いたしましたけれども、中山間地域の振興に焦点を当てた議論というのも、若干この会議の中で行われたところがございます。

その中でも、やはり産業振興というよりは、地域振興的な視点が重要だと。当然、この会議でございますから、農業がほかの産業、例えばフードビジネスなり観光業なり、そういったものとどういうふうに関わりながらということが基本になるとは思いますけれども、農業だけじゃなかなか難しいというような議論はじっくりされたところがございます。

そういった意味も含めて、今後、この会議の議論として、そこら辺の視点をしっかり持った上で進めていきたいと思っております。

○緒嶋委員 だから、私は環境森林部でも言ったんだけど、フードと言ったら、風の土の「風土ビジネス」という意味合いも持たなければ地域は守れんのではないかな。だから、横文字のフードというよりも、日本の風、土、「風土ビジネス」と。その地域を大切にしたいビジネスという2つを兼ねたような発想で取り組む必要があるんじゃないかなという気がするので、そういう点を視点に置きながら、宮崎県の土地、その地域性を考えたビジネス、それが基本になってフードビジネスが続くというような発想がないと絶対うまくいかんというふうには私は思いますので。農政がその基本にあるわけだから、農政があつてのフードビジネスだから、その基本を大切にしながら進めてほしいということを要望しておきます。

○前屋敷委員 私は、新たな米政策のところから、今出されてきている農業政策について少し述べさせてもらいたいと思うんですけど。今、緒嶋委員も言われましたように、国からおろされてくる政策、それで県内の農業をどう守るかという視点だけじゃなくて、この宮崎の地方の農業を守るためには、こういうことが最低限必要だという意見は、やっぱりきちっと言わなきゃ

いけないというふうに思うんですね。

それで、新たな米政策の概要を示されたんですけど、この右半分のほうですが、過剰米対策も詳細未定ということで、何らかの方向が示されるのかなと思いますし、それから水田フル活用ビジョン、このあたりのところも詳細が未定ということで、もう少し具体的な方策が出てくるのかなというふうに思うんですけど。

やはり、この水田をフル活用をしようという方向は持っていらっしゃるのかなと、国も。それは当然、国土を保全するためには、本当に水田は必要だと。しかし、それをしていくためには担い手の問題であったり、いろいろ課題はあるんですけども、しかし、国土保全という立場からは、しっかり土地を利用していかなきゃならないというふうに思うんです。

それで、過剰米対策だとか、つくりたい農家が本当に誇りを持って米をつくっていくと。それはしっかり国の政策で保障をすることが必要なんですけど、しかし余ってしまう。米余りをどうするかという点では、今、地球規模から言うと食糧は不足しているわけですよ。

ですから、そのところに、日本が豊かにつくれる、生産したこの宝を国際的にも生かしていくという——これは国の政策になると思うんですけど、国際協力をたくさんいろんな方面でしてますけど、食糧でそういう協力をしていくという方向をきちっと位置づければ、農家の皆さんは安心して米づくりだってできるし、いろんな農業もできると思うんですね。

だから、そういう観点も含めて、土地を守り、農業、農家を守るという立場からも、大きいそういう視点でもって、農家の皆さんの声も吸い上げて、国にもちゃんと意見、声を上げていく。そういうことが大事ではないかなというこ

とをちょっと申し上げたいと思います。

○高橋委員 今、前屋敷委員がおっしゃったことに関連するんですけど、前から話題になって、現実的になっていないんですが、いわゆる海外援助米、今そういうことをおっしゃったと思うんですけど。今、世界には10億とか11億とか、餓死してる人がいるんでしょう。

だから、この前もラジオで言っていた人がいましたけど、結局、政府が買い上げて、それを海外援助費じゃなくて援助米でやればいいのか。農林水産省では、そんなことが話題にならないのかなと、私は思ったりするんですけど。その辺は全く話題にならないんですか。あえて聞きますけど。

○日高農産園芸課長 現段階ではということなんですけれども、国内で生産された米ではないんですけども、実際、例えばミニマムアクセス米ということで、いわゆる外国からの輸入が義務づけられている米がございます。こういうものにつきまして、例えば外国に対する援助という形での活用とか、こういうようなところが行われているというふうに聞いてございます。

それと、やはり日本でつくられる米といいますのがジャポニカでございまして、世界の大半の中で流通している米というのが、例えばスペインとか東南アジアのほうでもインディカが多いというような中でさまざまな嗜好とか、こういったのも一つはあるのかなという気もしないでもないんですけども。そういうような現実でございます。

○高橋委員 世界で流通も何も、それ以前の問題ですよ、飢えてる人は。そこに流通してないんだから。ごめんなさいね。

だから、結局、3ページのこの2行なんですけど、(1)の前に書いてある地域水田フル活

用ビジョン。農家の方々は、これまで政策がいろいろ名前を変えながら変わってきて、よくなったり悪くなったりという歴史なんでしょうけど。今回は悪くなるような気がするんですけど。結果的に、これが成功するかどうかというのは、私も非常に疑問があります。そうはいつても、日本の水田には、やっぱり稲作ですよ。水稲以外は余り考えられないわけで。だから、海外援助米なんかが話題になればいいのになと、私は思ったりして申し上げました。

それと、先ほど農政企画課長から説明があった中間取りまとめの中の、8ページの下の方の水田農業の再生と畑かんの最大の活用で、全国で前に行っているところに学ぶということをおっしゃっていましたが、全国的に前に行っているところはどこなんですか、教えてください。

○鈴木農政企画課長 私が申し上げたのは、特に畑かんなんかにつきましては、宮崎県は全国的には余り進んでいるほうではないというふうに認識しております。要は全国の先進地、例えばこの前、私も茨城なんかの話を見ましたが、畑かんがある程度整備され切っていて、そこでどういう作物をつくるかと、より収益性の高いものをつくるみたいな話というのが出てきているところがあると。そういったところには、宮崎県が持っているような今の悩みというのは、ある意味、もう通り越えてきたというようなところがございます。宮崎県は、今まさに水が徐々に徐々に入りつつあるということですので、言ってみれば過渡期みたいな状況でございます。

そういった中で、どういうふうに畑かんをうまく有効に活用していくかというところは、もちろんNNサイドのほうでも畑かんマイスター

等、いろいろ活用しながら進めているところでもありますけれども、より一層支援していく必要があるのではないかという趣旨で申し上げました。

○緒嶋委員 この農地中間管理機構は、今はどういう段階で県と国とは話が進んでおるわけですかね。

○大久津連携推進室長 先般、閉会中の常任委員会のほうで中間管理機構の考えについては御説明いたしましたけれども、今現在、まだ国のほうの内部の検討ということで。今、若干情報で参っていますのは、12月の補正の中で国は経済対策を考えられておりますけれども、このほうで打ち立てて、最終的には、事業執行については26年度からのスタートということで基本的には考えられるということで。先般も申し上げましたが、ガイドライン、詳細な内容は、この12月の補正の成立をもっていろいろ明らかにするというので、それ以降、まだ情報が入っていない状況でございます。

ただし、内部では、各関係機関、農業委員会も含め、市町村、また団体も公社、JAグループ、土地改良区、いろいろございますので、今後、いろいろ情報が出た場合の対応ということを事前にやろうということで、今そういった内部の検討は、いろいろと随時進めているところでございます。

○緒嶋委員 これは、米政策のこの変更に伴って、もう中間管理機構に頼もうという、提供する人は、多いと私は思うんですよ。これは中山間地域は特に。米をつくってもこういうことなら、生きがいもないというか。そうすると、提供はするのはおるけど、それを受ける人がどれだけおるか。提供はおるが受ける人がいなければ、その土地は放棄したと同じことになるわ

けですね。それは中間管理機構がストックとして持っているわけにはいかんわけで、そうなるおそれが、これはかなりあるんじゃないかなと。だから、これは米政策との連携の中でも相当やらんと——平場の都城とか、この宮崎市近辺は割といいかもしれん。しかしそれでも日豊線沿線は、相当、耕作放棄地になっているわけですよ。私はいつも鉄道で来るけど。

そうなると、田舎と中山間地はとてもじゃないが、理想の——農地中間管理機構という組織はすばらしいけど、本当にそれが整合性を持って運営できるかなというのは、相当これは国にいろいろ言わんと。負担は県も半分しなさい、市町村もまたその幾分かを負担しなさいと。その組織はどうしますかと、人件費も当然要るわけじゃが。そういうことを考えた場合に、これは大変課題が多いんじゃないかなというふうに思いますので。今、県が国に言っていることは、財政的な負担は、ゼロにしてくださいということだけを言っておるわけですか、どういうことを言っておるわけですかね。

○大久津連携推進室長 今、委員のおっしゃいましたようなことは当然ながらでございますが、宮崎の特徴といいますのは——この中間管理機構の考え方のベースは、やはり水田地帯での考え方だろうと思っております。この米政策も含めて、東北とか北陸とか、水田地帯では、ある程度地域の合意形成とか集積、また、そういった水田業についての中心的な合意形成というのはできそうなんですけれども、やはり西日本は畑が半分ございますので、こちらにはいろんな複合作物、永年作物、先ほど出ましたようにハウスとか、いろんなものもございます。こういった部分では、畑の部分でも、そういった合意形成というのはなかなか難しいだろうということ

は考えております。

そういった中では、やはり人・農地プランという形で、地域なり集落なりで、そういった担い手をどうするのかという形で合意形成をしましょうというのが今回の基本でございますが。ただ、これだけでは十分——水田については、ある程度こういう形でうまくいくかもしれないけども、畑のほうを考えますと、これについては、先ほど農政企画課長が御説明しました産地経営体、こういったもので、その地域地域の産地品目をどういったものを中心につくっていくのか。それをしっかり守っていくのか。そこに担い手そのものを位置づけるのか、または集落営農法人なのか。農協さんあたりの出資法人等も出ておりますが、こういったいろんな形の対応をどうするのか。こういったものを今後しっかり議論していくことが大事かなということで、ここへ産地経営体構想というのでも出ておりますので、そういった部分でも十分議論しながら、そういった部分の考え方を十分対応できるような形を国にもお願いをしまいたいと思っております。

○緒嶋委員 今言われたとおりで、その受け皿の組織が集落営農か法人かいろいろで、その体制がつくられるようなものに持っていかんと、土地だけ提供しますでは、受ける人が問題なわけだから。その受ける人が経営的に成り立つような仕組みを国が、県もだが、どう支援していくかというのが一番大きな課題だと思うので、そこを、やはり相当力を入れてもらわんと、この中間管理機構は大変なことになると。みんな提供はしますが、受ける人がいませんではどうにもならんわけで。どういうふうな組織にすれば受ける人があるか、また、ある意味では財政的な支援を、初期投資というか、支援もしてい

くというような、そういうものを深く掘り下げていかんと、条件のいいところはうまくいきますが、それ以外のところはとてもじゃないというふうに思いますので、そこあたりを十分考えながら、その制度設計に取り組んでいただきたいということを要望しておきます。

○有岡副委員長 日本型の直接支払制度のことをちょっとお尋ねしたいと思いますし、これが中間管理機構と関連してくるところにあると思うんですが。いろいろ、きょう青写真を、お話を伺う中で、これはポイントポイントをしっかり押さえていかないと、笛吹けど踊らずというような実態が出てくるんじゃないかと危惧しているんですが。

例えば、この多面的機能支払ということで、今回、新しく農地維持支払ができました。今までやってきたものは組み替えをして資源向上支払になりましたという形なんですね。それで、これは27年度からスタートしますというレールが引かれたわけですが、実態としては、それを運用する地域のリーダーの方々が、負担が大きいということでやめていくという傾向が、今強いわけですね。

ですから、制度はできましたが、いかがですかといったも受け入れないという、そういう悪循環に陥る可能性があるものですから、やはりこれは26年度、来年度に向けて、相当市町村と連携して働きかけをしながらいかなければ、うまくいかないんじゃないかなという危惧もあるんですね。支払制度の中身、見直しをみると、大変細かくなっていますし、これをうまくやらないと、次の中間管理機構の制度まで、うまくいかないというような、そういう構造になっていると思うんですが。まず、この人材をどういうふうな形で育てて——事務処理を簡素

化するとか何か仕掛けをしないと、今までやっていた方たちも大変だということで一步引いてしまうような実態が出てくるんじゃないかと危惧するんですが、その点いかがでしょうか。

○河野農村整備課長 まず、日本型直接支払制度につきましては、先ほども御説明しましたが、先月になって、ようやくその骨格が示された段階でございます。先ほど御説明したような活動内容であったり交付単価というものは示されたんですが、1つ例にとりますと、交付単価に至っても国と地方を合わせたということで、地方がどの程度負担しなければいけないのか、それは県とか市町村になりますが、そういったものもまだ示されておられません。

それと、活動内容については、先ほど御説明したようなものが示されておりますが、具体的に農地・水の場合でもいろいろな項目がございまして、必須的に取り組まなければいけないような活動とか、選択で取り組むような活動もございまして。そういった細かな部分が、まだ示されてございません。

国に対しては、今回、国のほうの経営所得安定対策の見直しによる施策でございますので、地方負担なしに、全額を国のほうで予算を措置していただきたいというような要望とか、当然ながら、今、委員がおっしゃられたように、農業者の方々が取り組みやすい制度設計というものも、御要望のほうはしているところでございます。

例示的に、先ほど農地・水での取り組みについて委員からも御指摘を受けましたけど、県内で農地・水につきましても、農振農用地のうちはまだ2割強というような取り組みでしかございません。2期対策に移る際にも、委員の御指摘がございましたように、高齢化していく中で、

役員への事務的な負担等が大きいというようなことから取り組みを断念されたようなところもございますので、そういった面も含めまして、国のほうにおいて、先ほど申し上げました農業者が取り組みやすい制度設計をしていただくよう、引き続き要望のほうはしていきたいと思えますし、我々としましても、今後示される制度設計等を見ながら、関係する市町村や土地改良区等々とも連携しながら、推進体制なり、そういったものについて検討のほうを進めていきたいというふうには考えております。

○有岡副委員長 要望であります。直接支払という表現は、我々はちょっと受け入れがよくなできないんですが。逆に県民の方に、景観を守ったり、環境を守ったり、みんなでしましようというような、もっとわかりやすい形で投げかけて組織をつくっていくような、今そういう転換にしなければ、このようながんじがらめの決まったことをやるのが大変だというようなイメージのままでは、なかなか受け入れが難しいのかなというふうに思いますので、またそこら辺は工夫しながら、市町村と早い段階で連携をとっていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○山下委員長 いいですか。よろしいでしょうかね。それでは、その他報告事項についての審議を終わります。

そのほか、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 なければ、農政水産部の審査を終わります。

執行部の皆様、お疲れさまでした。ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

午後3時6分休憩

午後3時14分再開

○山下委員長 それでは、委員会を再開いたします。

まず、採決についてであります。あす、採決を行うこととし、再開時刻を13時30分としたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、そのように決定いたします。

そのほか、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 では、以上をもちまして、本日の委員会を終わります。

午後3時14分散会

平成25年12月5日(木曜日)

午後1時28分再開

出席委員(8人)

委員	長	山下	博三
副委員	長	有岡	浩一
委員		緒嶋	雅晃
委員		蓬原	正三
委員		横田	照夫
委員		岩下	斌彦
委員		高橋	透
委員		前屋敷	恵美

欠席委員(なし)

委員外委員(なし)

事務局職員出席者

議事課主査	佐藤	亮子
議事課主任主事	川崎	一臣

○山下委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。議案の採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

○前屋敷委員 議案第22号を除いて、一括でお願いします。

○山下委員長 それでは、議案第22号について採決をいたします。

議案第22号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○山下委員長 挙手多数。よって、議案第22号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

それでは次に、議案第1号、議案第9号、議

案第12号、議案第16号、議案第20号につきまして、一括して採決いたします。

原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○山下委員長 御異議なしと認めます。よって、各号議案につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、委員会発議の意見書案についてであります。

委員会発議として意見書案を提出することについては、全会一致の決定が必要であります。

お手元に配付の「地域の特性を活かした生産性の高い水田農業経営の確立に向けた支援の充実を求める意見書案」「地域の実情を踏まえた実効性のある農地中間管理事業の制度設計に関する意見書案」「地域の実情を踏まえた日本型直接支払制度の確立を求める意見案」について、何か御意見はありませんか。

○前屋敷委員 基本的には今抱える課題になってきますし、今後の課題にもなるので、基本的には賛成をしたいと思います。中でも、この農地中間管理事業、これは政府も当初の提起とはかなり中身も変わってきたりして、特に1に示されている農地を集積する担い手ということで、ここで言う担い手は地域の農業者のことを指しているんだと思うんですね。

しかし、この中間管理事業が対象にするのは、地域の農業者だけじゃなくて、企業参入も推進するという位置づけがあって、そうなるとうしろでも地元での地域農業者が担い手になるところに対して、公平な形でこの管理事業が行われていけば、どうしても地域は不利になってくるんですね。そういった点で見て、地元の地域農業の集積をしたりして、規模拡大をしたりし

で進めていこうと、地域農業を発展させようという方々に対する、単純に公平にという点では、非常に不公平になるというふうに思うんですけども、何かその辺のことが担保されるものであるとか。

それともう一つは、農業委員会ですよね。この間説明もあったんですけど、ここが意見は聞くという立場には置かれているんだけど、最終的な決定は、土地の貸し借りについては、今までは農業委員会がやってきたんだけど、その権利がなくなって、意見は聞くということではあるが、最終的には知事が結論を出すということになっていて、本来地元の土地とか、その地域の状況を一番知り得るのは、やっぱり地元で農業したりする、この委員の方々なんですよね。その方々が何か外された形になってしまうということになるので、その辺のところの懸念や心配とか、いろいろあるものですから。具体的に入れるというのも難しい話かもしれませんが、そういう課題もはらんでいるので、どうなのかなというふうに思いました。意見です。

○高橋委員 本文の中に、その趣旨がうたわれていると思います。今、心配されている農業委員会の役割というのはですよ。「さらに」というところですよ。「農地中間管理機構本体だけでなく、県及び市町村等における予算及び人的配置の充実」ということで、私は、そう理解したいと思いますが。だから、県及び市町村等における予算及び人的配置の充実というのは、私は、そういう農業委員会まで理解してもいいかなと。

○前屋敷委員 実質、市町村も阻害されていく形、結果的には、この制度の中ではなるんじゃないかというふうに思うんですけど。

○山下委員長 ちょっと整理をしたいと思うんですけど、先ほど前屋敷委員が言われた意見の

中で、農地を集積する担い手という、この担い手の解釈のことが1つ出たかなと思うんですけど。ここで言われている担い手というのは、若い人たちが中心じゃないかと。それだけでその地域は成り立っていないはずだよという意見かなと思ったんですが、それで間違いはないですか。どういう解釈ですか。

○前屋敷委員 地域で集約したりして、規模拡大をしたりして発展させていこうという方々と、企業等を同列視して受け入れるということになると、結局、やっぱり効率のいい企業に優良農地が渡っていくことになるんじゃないかという懸念ですよね。

○山下委員長 ということは、その担い手という、この文言を何か修正しようということですか。

○前屋敷委員 だから、ここでいくと、単純な担い手は両方を指すということになるので、安心して規模拡大や新たな生産に取り組めるようになると、参入する企業に向けても同じことが言えるので、非常に地元の方々には不利になるんじゃないかというふうに思ったんですけど。

○緒嶋委員 ある程度、その関係機関との役割分担とか、そういうことで制度の基本的な考え方を国のガイドライン等で早急に示せということだから、今からそういうことの懸念があるのは是正せよ、懸念があるものはうまくやれということにもなると思うんですよ、この場合は。

「制度の基本的な考え方を示した国のガイドライン等を早期に示して」というのは、そのガイドラインの中で、そういう懸念も払拭するというふうにとることはできんかなという気がするけど。

○前屋敷委員 それで、きっちり今後の検討の中で担保されていくというなら……。

○緒嶋委員 そういう理解でいいんじゃないかな、今のところは。まだ、今からだからですね。だから、そういう懸念があるということは、今後の課題として、当然我々も注視していかんわけだけど、今のところ集積、担い手というのは、言われたとおり、いろいろあるわけですね。企業もあれば個人もあるし、集落営農もあるというようなことで、そこら辺がまだ明確でないので、一応担い手というような感じで、今のところはいいんじゃないかなと。そういういろいろな懸念が明確に出てくれば、またそのときに、これはおかしいんじゃないかというふうに言えると思うけど、上のほうで基本的な考え方を示し、国がガイドライン等を早期に示していく必要があるということを言っとるわけじゃから。「既存事業との整合性や関係機関の権限と役割」と、農業委員会とかのそういうものも明確にしながら、簡単に誰にでも貸し付けるということは、問題があるということは、この役割のところでも明確になってくるだろうと思うから、今のところこれでいいんじゃないかな、このくらいですね。

○山下委員長 地域支援が不可欠であること、その辺も文言の後につないでいるのかなと思うんですけど。農業委員会を中心として、やっぱり地域行政やら、その支援は充実してくれと。

それと財政負担の部分も、この3番目に、予算措置や、そのことも、ここで国のほうに、国家財政の中でちゃんとやってくれということまで、ここで要望しておこうということを出してるところですけどね。

○前屋敷委員 十分、今後そういうものを論議し改善させていくというのが明確になれば、いいです。

○山下委員長 よろしいでしょうかね。

それでは、お諮りしたいと思います、この意見書案の内容につきましては、案文のとおりとし、当委員会発議とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 はい、ありがとうございます。それでは、そのように決定をいたします。

次に、委員長報告骨子（案）についてですが、委員長報告の項目として、特に御要望等はありませんか。

暫時休憩いたします。

午後1時40分休憩

午後2時2分再開

○山下委員長 委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくということで、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは次に、閉会中の継続審査についてお諮りをいたします。「環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査」につきましては、引き続き、閉会中の継続審査といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 御異議ありませんので、この旨議長に申し出ることといたします。

暫時休憩いたします。

午後2時3分休憩

午後2時6分再開

○山下委員長 それでは、委員会を再開いたします。

次に、1月30日の閉会中の委員会につきましては、TPPとその後、2番目に水田対策、そ

平成25年12月 5日(木)

れから26年度の環境森林部、農政水産部の予算の概算の内容等で委員会を開催することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、そのようにいたします。

そのほか、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、以上で委員会を終了いたします。

午後2時6分閉会

署 名

環境農林水産常任委員会委員長 山 下 博 三

